

共 1 2 建設副産物対策

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

1 建設副産物対策の概要

(1) リサイクルの推進

社会資本の整備及び更新などに伴い発生する*建設資材廃棄物は排出量が多く、本県の産業廃棄物及びその最終処分量に占める割合も高い。

平成20年度長野県産業廃棄物実態調査結果では、県内で排出された産業廃棄物 370万9,000tのうち、建設業は約27%（102万6,000t）を占め、電気・水道業に次ぐ2番目の量を排出している。

*建設副産物の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令などに基づき、建設資材廃棄物の排出抑制や再資源化及び*再生建設資材などの利用を促進することが必要であり、県では、平成14年5月に「長野県建設リサイクル推進指針」を公表し、再資源化などの促進に取り組んでいる。

(2) 施策の展開

ア 建設資材廃棄物の排出抑制

建設工事の計画・設計段階から施設の耐久性向上を図るとともに、維持管理・修繕を容易にするなど、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材発生が抑制される製品開発や利用、並びに建設資材の再使用などの取組に、関係者が適切な役割分担の下で、連携しつつ積極的に参加することとしている。

イ 建設資材廃棄物の再資源化等の促進

県発注建設工事においては、コンクリート塊など建設工事で発生するがれき類について、破碎・選別などによって再生砕石、再生加熱アスファルト混合物などとして再資源化することとしている。これら*特定建設資材の分別解体と、再資源化施設への搬入を徹底するため、発注者・受注者の協力の下、各工事単位での再生資源利用計画の作成と実施を推進している。

ウ 再生建設資材等の利用促進

県では、再資源化により得られた再生建設資材利用を促進するため、関係者連携の下で、特定建設資材廃棄物を用いた再生資材に係る需要の創出及び拡大に必要な調査、情報提供、並びに普及啓発に積極的に取り組んでいる。なお、再生資材の利用にあたっては、必要な品質を確保すること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することとしている。

また、再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）を使用するモデル工事を実施するなど、建設資材のリサイクルにより得られた再生建設資材の率先利用に努めている。

表 用語の解説

用 語	解 説
建設資材廃棄物	建設工事に使用する資材が廃棄物となったもの。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。
再生建設資材	建設工事に使用する資材として利用することができる状態に建設廃棄物が再資源化されたもの
特定建設資材	建設資材のうち、政令で定められた、以下の資材 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト

図 建設リサイクルの概念

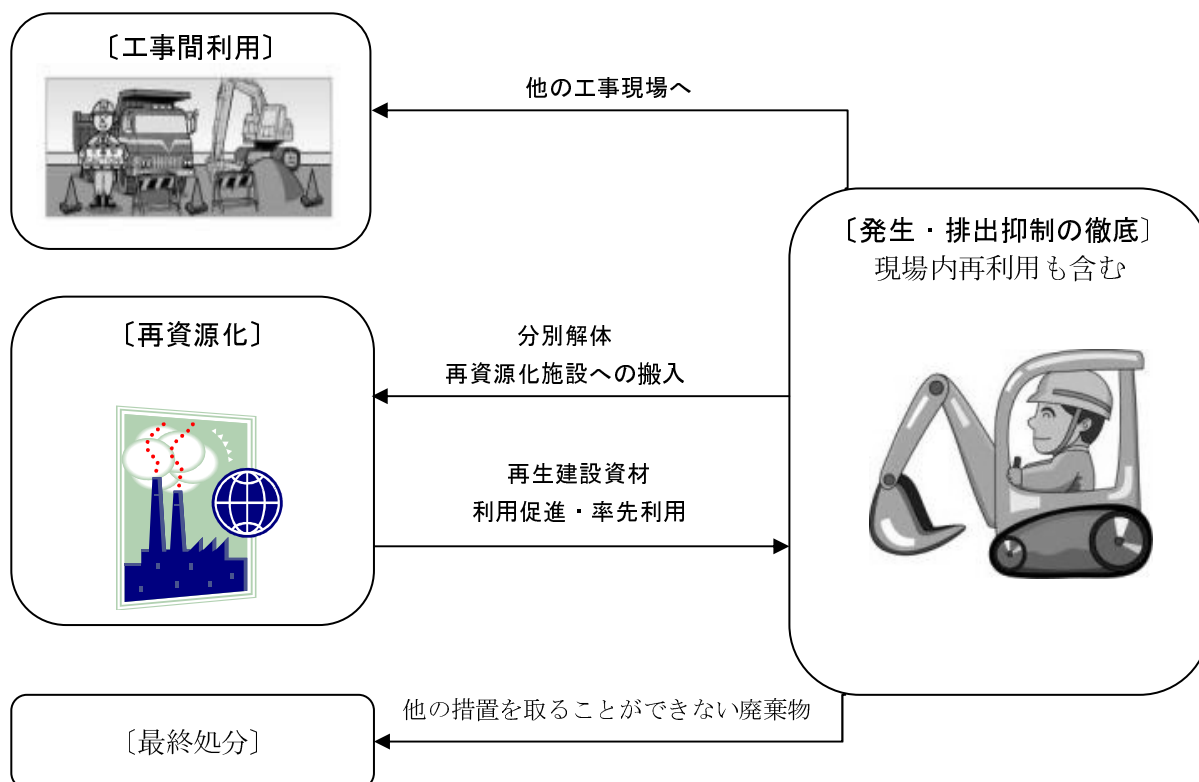
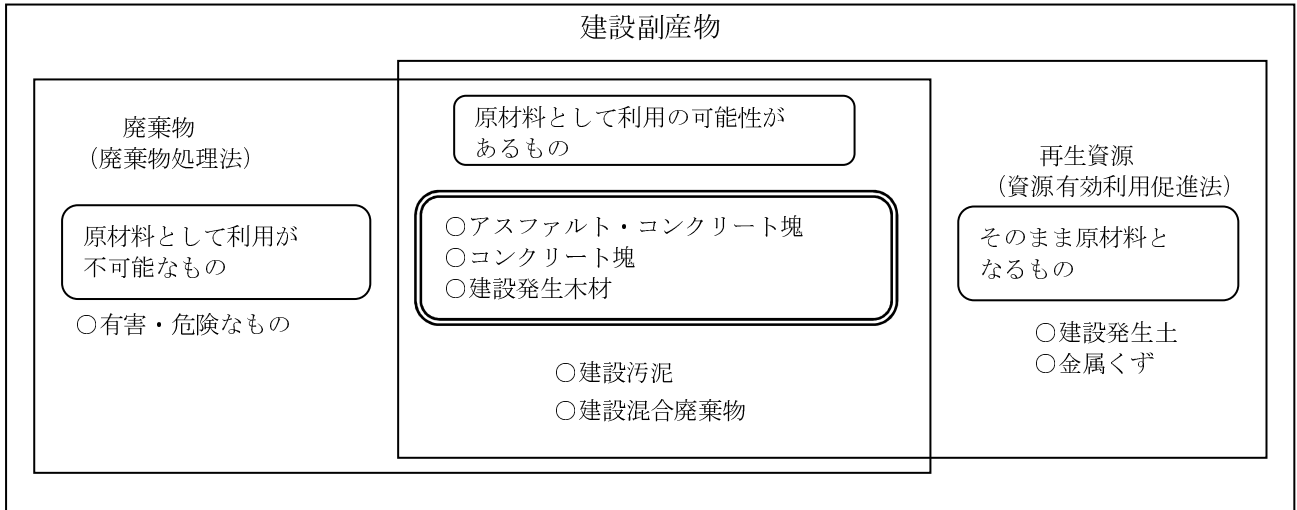


図 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



＝ 建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付けられたもの



2 建設副産物関係法令

- | |
|--|
| (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
平成12年5月31日公布→平成23年5月30日最終改正 |
| (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」
平成3年10月25日施行、平成14年2月8日最終改正 |
| (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（改正）」
平成24年8月1日最終改正 |

(1) 建設リサイクル法

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。（法第1条）

長野県が発注する土木工事では「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）（平成14年6月25日制定）」に基づき分別解体等・再資源化等及び再生資源活用を行うこととしている。（G8-3-2 参照）

ア 分別解体等及び再資源化等の義務付け

一定規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」）について、受注者に分別解体等及び再資源化等を義務づけている。

(ア) 分別解体等の実施義務

対象建設工事の受注者等は、特定建設資材を分別解体等により現場で分別することが義務付けられている（第9条第1項）。

「分別解体等」とは、土木工事については「当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為」をいう。（第2条第3項）

分別解体等の義務付け対象者は、対象建設工事の受注者（又は自主施行者）である。本法の受注者は、「当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む」（第9条第1項）とされている。

(イ) 再資源化等の実施義務

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をすることが義務づけられている（第16条第1項）。

「再資源化」とは、次の①、②の行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう（第2条第4項）

① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く）ができる状態にする行為

② 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

ただし、木材が廃棄物となったもの（政令第4条）については、工事現場から一定の距離内に再資源化施設がないなど再資源化が経済性の面で制約がある場合には、適切に償却することなどにより「縮減」を行えば足りることとしている（第16条第1項ただし書）。

イ 発注者の責務

発注者は、その注文する建設工事について、分別解体と及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。(法第6条)

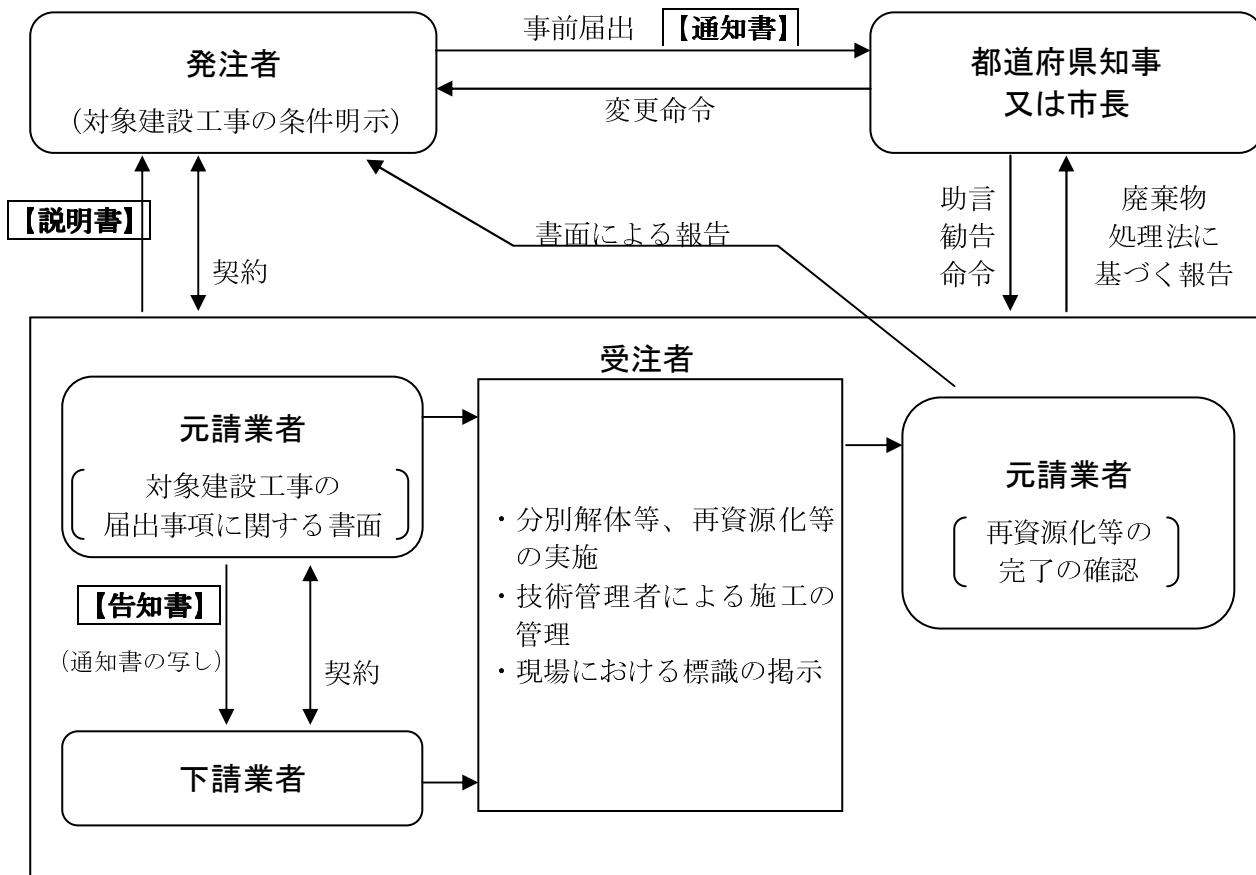
ウ 分別解体等及び再資源化等の実施の流れ

本法では、次の手続きを踏むことにより、建設廃棄物のリサイクルが適正に推進される仕組みとなっている。(図一) これらの手続きについて長野県が発注する建設工事では、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事实施要領(土木)」に基づき実施するものとしている。

○ 建設リサイクル法に係る手続き

- ① 元請業者から発注者への説明 (法第12条第1項)
- ② 発注者から都道府県知事への工事の届出 (法第10条第1項)
- ③ 元請業者から下請業者への告知 (法第12条第2項)
- ④ 分別解体等及び再資源化等の実施
- ⑤ 元請業者から発注者への報告 (法第18条第1項)

建設部発注工事における分別解体等及び再資源化等の実施の流れ



エ 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

本法においては、分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するため、イの措置のほか、解体工事業者の登録制度の創設等の措置を講じている。

(ア) 解体工事業者の登録制度 (法第 21 条、22 条、24 条)

軽微な解体工事のみを請け負うことを営業とし、建設業の許可が不要な小規模の解体工事業者についても都道府県知事の登録に係らしめ、全ての解体工事業者に最低限必要となる資質・技術力を確保していくこととしている。

登録において最低限必要な事項は「一定の資格等を有する技術管理者の選任」「本法に違反して罰金以上の刑に処せられ未だ執行を終えていないなどの欠格要件への非該当」などである。

(イ) 対象建設工事の契約書面への解体工事費等の明記 (法第 13 条)

対象建設工事の契約書面においては、建設業法第 19 条に基づき記載することが義務付けられているもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を記載しなければならないこととしている。

(2) リサイクル法

資源の有効な利用の確保を図り廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため必要な措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。(法第 1 条)

ア 特定再利用業種と指定副産物

本法第 2 条ではリサイクルに関する業種について以下のように定義している。

「**特定再利用業種**」再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図るうえで特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種^{※1}

※1 建設業は、「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」第 2 条で、下表のとおり特定再利用業種の一つとされている。

再生資源又は再生部品の種類	業種
五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業

同じく法第 2 条では、特に再利用が必要な副産物について以下のように定義している。

「**指定副産物**」エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図るうえで特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるもの^{※2}

※2 建設業に係る指定副産物について、施行令第 2 条では下表のとおりとしている。

業種	指定副産物
二 建設業	土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊又は木材

本法では、これら特定再利用業種と指定副産物に係る資源の有効な利用を行うために事業者の判断の基準となるべき事項を主務大臣（建設業については国土交通大臣）が定めることとしている。

イ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（最終改正 平成 13 年 3 月 29 日 国土交通省令第 59 号）

(7) 省令の趣旨 （省令第 1 条）

本省令は、建設業に属する事業を行う者（「建設工事事業者」）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第 15 条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）別表第 2 の第 1 欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（「工事現場」）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めている。

(イ) 建設発生土の利用 （省令第 4 条）

建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別に定める表の区分に応じ、用途において利用するものとする。（G8-3-3 「発生土（残土）処理について」参照）

また、利用にあたって建設工事事業者は、適切な施工を行うこと、並びにあらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとしている。

(ロ) コンクリート塊の利用 （省令第 5 条）

建設工事事業者は、コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等として、別に定める表に掲げる区分に応じ、主に掲げる用途に利用するものとする。

長野県建設部が施工する土木工事においては、再生砕石等の利用基準を定め、工事の利用用途に要求される品質等を考慮した上で原則利用することとしている。

（G-9 「再生砕石等の利用基準」及び「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」参照）

(ハ) アスファルト・コンクリート塊の利用 （省令第 6 条）

建設工事事業者は、アスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物として、別に定める表に掲げる区分に応じ、主に掲げる用途に利用するものとする。

長野県建設部が施工する土木工事においては、再生砕石等及び再生加熱アスファルト混合物の利用基準を定め、工事の利用用途に要求される品質等を考慮した上で原則利用することとしている。

（G-9 「再生砕石等の利用基準」及び「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」参照）

(ニ) 再生資源の発生した工事現場での利用 （省令第 7 条）

建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置き場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

(ホ) 再生資源利用計画の作成等 （省令第 8 条）

発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、あらかじめ再生資源利用計画を作成することとされている。

（G8-3-3 「再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書」参照）

ウ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する
判断の基準と成るべき事項を定める省令
(最終改正 平成 13 年 3 月 29 日 国土交通省令第 60 号)

(7) 省令の趣旨 (省令第 1 条)

本省令は、「建設工事業業者」の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第 34 条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成 3 年政令第 327 号)別表第 7 の第 2 欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」)について、建設工事業業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めている。

(イ) 建設発生土の利用の促進 (省令第 4 条、第 5 条)

建設工事業業者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合において、以下の情報の収集又は提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。

〔収集〕当該工事現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等

〔提供〕当該工事現場から搬出する建設発生土の量、性質、時期等に関する情報

建設工事業業者は、建設発生土の利用時期の調整を行うため、必要に応じて、建設発生土を保管する場所の確保に努めるものとする。

(ウ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の利用の促進

(省令第 6 条)

建設工事業業者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を工事現場から搬出する場合において、あらかじめ再資源化施設に関する受入れの条件を勘案し、指定副産物相互及び指定副産物と建設工事に伴い得られたその他の副産物との分別並びに指定副産物の破砕又は切断を行った上で、再資源化施設に搬出するものとする。

(イ) 再生資源利用促進計画の作成等 (省令第 7 条)

発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成することとされている。

(G8-3-3「再生資源利用〔促進〕(計画・実施)書」 参照)

(3) 廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。(法第 1 条)

ア 廃棄物の処理責任

(7) 事業者※の責務 (※建設工事の場合元請業者、排出事業者のこと)

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(第 1 章総則 法第 3 条 1 項)
- ・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(第 3 章 法第 11 条 1 項)

(イ) 事業者の処理

- ・事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(「産業廃棄物処理基準」)に従わなければならない。
(同章 法第 12 条 1 項)
- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。また、委託を行う場合は政令で定める基準に従わなければならない。(法第 12 条 5 項、6 項)
- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一覧の行程

における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(法第12条7項)

- ・その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(「多量排出事業者」)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

また、実施状況についても報告しなければならない。(法第12条9項、10項)

イ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

- ・その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(「管理票」)を交付しなければならない。(法第12条の3の1項)
- ・管理票を交付した者は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。(法第12条の3の2項)

ウ 産業廃棄物処理業

- ・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(第4節産業廃棄物処理業 法第14条)

建設工事に係る廃棄物・リサイクル関連法令一覧

環境基本法 〔環境省〕
(環境の保全について基本理念を規定)

H5.11.16 法律第 91 号
H26.5.30 最終改正

循環型社会形成推進基本法 〔環境省〕
(循環型社会の形成に関する基本原則を規定)

H12.6.2 法律第 110 号
H24.6.27 最終改正

建設工事に係る法令等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(建設リサイクル法) 〔国土交通省、厚生労働省〕

H12.5.31 法律第 104 号
H26.6.4 最終改正

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
特定建設資材の定め、建設工事の規模に関する基準等
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則
分別解体等に係る施工方法に関する基準等
- ・ 解体工事業に係る登録等に関する省令
登録申請書の様式、添付書類、技術管理者の基準等
- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項、届出書様式等
- ・ 長野県建設リサイクル推進指針
長野県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関して、必要な事項を定めたもの

資源の有効な利用の促進に関する法律
(リサイクル法) 〔経済産業省〕

H3.4.26 法律第 48 号
H26.6.13 最終改正

- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令
特定再利用業種、指定副産物の定め等
- ・ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
再生資源の利用の原則、再生資源利用計画の作成等
- ・ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則、再生資源利用促進計画の作成等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(グリーン購入法) 〔環境省〕
(国等による環境物品等の調達の推進等について規定)

H12.5.31 法律第 100 号
H15.7.16 最終改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃掃法、廃棄物処理法) [環境省]

S45.12.25 法律第 137 号
H26.6.13 最終改正

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
産業廃棄物の定め、産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準、委託の基準等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
産業廃棄物保管基準、産業廃棄物の運搬・処分を委託できる者等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について (通知)
(平成 23 年 2 月 4 日)
建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置等
- ・ 建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について (通知) (平成 23 年 3 月 30 日)
「建設廃棄物処理指針」の周知徹底
- ・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について (事務連絡)
(平成 22 年 5 月 20 日)
- ・ 建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について (技術的助言)
(平成 18 年 7 月 4 日)
- ・ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (平成 23 年 3 月)

大気汚染防止法 [環境省]
(建築物等の解体等に伴う粉じん等の排出規制等)

S43.6.10 法律第 97 号
H26.6.18 最終改正

- ・ 大気汚染防止法施行令
特定粉じん、特定建築材料の定め
- ・ 大気汚染防止法施行規則
特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準等
- ・ 石綿障害予防規則
石綿等を取り扱う業務等に係る措置

土壌汚染対策法 [環境省]
(土壌汚染の把握、人の健康に係る被害の防止等)

H14.5.29 法律第 53 号
H26.6.4 最終改正

- ・ 土壌汚染対策法施行令
特定有害物質の定め
- ・ 土壌汚染対策法施行規則
土地の形質の変更の届出対象となる土地の規模、搬出しようとする土壌の調査等
- ・ 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル【暫定版】
の送付について (国土交通省事務連絡) (平成 22 年 3 月 26 日)

3 建設副産物対策の実務

3-1 リサイクル原則化ルール

公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について（通知）

平成 18 年（2006 年）6 月 14 日付け 18 県活第 164 号
土木部発注機関の長、部内各チームリーダーあて
土木部長

このことについて、国土交通省大臣官房技術調査課長他から別添（写し）のとおり通知がありました。

これは、従来の「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成 14 年 5 月 30 日、国官技第 42 号他）に建設汚泥の項目を追加したものです。

再生資源の利用及び再生資源化施設の活用については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「公共建設工事における分別解体等再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」（平成 14 年 6 月 25 日、14 監技第 133 号）添付資料（「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」）に基づき実施することとしてきましたが、今後は、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」に代え、この通知を参考にして実施してください。

公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について

平成 18 年 6 月 12 日付け
国官技第 47 号、国官総第 130 号、国営計第 37 号、国総事第 20 号
長野県土木部長あて参考送付
大臣官房技術調査課長、大臣官房公共事業調査室長、
大臣官房官庁営繕部計画課長、総合政策局事業総括調整官
通知文略

リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用の際には、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

（1）建設副産物の工事現場からの搬出

1）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2）建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の①および②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

- ① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）
- ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する
- ③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、①、③において工事現場から 50km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が 50km を越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50km の範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から 40km の範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から 40km および運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50km の範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

3-2 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領

(土木)

長野県

当初制定 平成 14 年 6 月 25 日

改正 平成 21 年 3 月 19 日

最終改正 平成 24 年 12 月 6 日

長野県が発注する「公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事」は、下記の要領に基づき実施するものとする。

(1) 建設リサイクル法の対象工事

1. 土木工事においては、請負代金額が 500 万円以上で、特定建設資材を用いた土木工作物等に係る解体工事、または、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等の場合に、分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けとなる。
2. 特定建設資材とは、次に掲げる建設資材をいう。
 - ①コンクリート
 - ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - ③木材
 - ④アスファルト・コンクリート

(2) 分別解体等及び再資源化等の実施要領

1. 設計図書等における条件明示の方法
 - イ、入札時、変更契約時には別紙 1 「施工条件明示事項」に記載し、条件明示するものとする。
 - ロ、「施工条件明示事項」は、建設リサイクル法の適用に係わらず、全工事に適用する。
 - ハ、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
2. 積算上の取扱い
 - イ、再生資材の単価は、県設定単価を計上する。ただし、設定単価のない地区は見積単価により決定するものとする。
 - ロ、再資源化施設の受入れ費用（処理費）は、県設定単価を計上する。
ただし、処理施設設定単価のない施設は、見積単価により決定するものとする。
 - ハ、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要な費用（積込み及び運搬費用）を積算基準書に基づき計上する。
3. 事前説明
発注者は、建設リサイクル法 第 12 条第 1 項の規定による対象建設工事の届出に係る事項について、受注しようとする者から契約前に事前説明を受けることとする。
説明書様式は、「参考様式 2（法第 12 条第 1 項の規定による説明用）説明書 参照」

4. 建設工事請負契約

契約にあたっては、分別解体等及び再資源化等について認識を共有するため、建設業方で定める以外の下記の項目について書面に記載しなければならない。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・ 再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

5. 都道府県知事への事前届出（通知書）

イ、発注者は、特定建設資材を用いた解体工事等、または、新築工事等で請負代金額 500 万円以上の工事においては、工事（本体工事（新築・解体等）及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。）着手前に、事前届出（通知書）を提出しなければならない。

ロ、提出先は、都道府県知事（窓口地方事務所建築課・又は商工観光建築課建築係）とする。

ただし、工事実施個所が、長野市・松本市・上田市の場合は各市長（市役所）に通知書を提出する。

通知書様式は「**別紙 2 通知書** 参照」

ハ、発注者は、提出した通知書の写しを受注者に送付する。

ニ、受注者は、下請がある場合は下請業者に対し都道府県知事等への写しを添付し告知する。

告知書様式は、「**別紙 3 告知書** 参照」

6. 施工計画書における取り扱い

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者には、施工計画書提出時に下請がある場合は、告知書の写しを添付させるものとする。

ロ、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、全工事について施工計画書に含めて提出させること。また、その実績について提出させること。

7. 完了時

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者に、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、書面にて必要事項を報告させるとともに報告書を発注者にて保管する。

再資源化等報告様式は、「**別紙 5 再資源化等報告様式** 参照」

8. 再生資材の管理

イ、再生資材を使用する場合は、適正な品質確保について十分注意を払うよう指導する。

適正な品質が確保されないような場合は、新材、購入土の使用を検討し、設計変更により対応することとする。

9. 実施要領の適用

この実施要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用するものとする。

特定建設資材の範囲は、以下のとおりとする。

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
ＰＣ版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・Ｕ字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ＡＬＣ版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ＭＤＦ）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

(別紙2)

記載例

通 知 書

平成 26 年 〇月 〇日

長野市長 様

(工事発注者) 発注者職氏名 : 長野建設事務所長 □□□

住 所 : 長野県長野市南畏野南県町 686-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。
記

連絡先	所 属 名	長野建設事務所 整備課 整備係			
	担当者職・氏名	主査 △△ △△			
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇〇			
工事の内容	工事の名称	平成 27 年度 県単河川改修工事			
	工事の場所	(一) 犀川 長野市 □□			
	工事の概要	工事の種類 □建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事 □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ■建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (排水機場工) 注 1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円 (税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 15703 万円 (税込)			
	工 期	平成 26 年 10 月 22 日～平成 27 年 8 月 17 日 (着手予定日 : 平成 26 年 11 月 10 日)			
	受注者	会 社 名	株式会社〇〇		主任技術者、監理技術者又は技術管理者
	所 在 地	長野市大字△△		氏名 : □□ □□	
	業 者 登 録	建設業	番号 : 特・23 第■■■号 年月日 : H24 年 1 月 30 日	解体工事業 番 号 : 年月日 :	
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線)		FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

※ 受付番号 _____

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例 : 舗装、築堤、土地改良等)

告 知 書

記載例

平成 26 年 ○月 ○日

(下請負人)

株式会社 △△ 様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○代表取締役 □□ □□

(郵便番号 381 - 0011) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

住所 長野市大字△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①通知書 (必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

□別表 1 (建築物に係る解体工事)

□別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

■別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の添付資料 (添付する場合)

■設計図又は写真

■工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

(参考様式2) (法第12条第1項の規定による説明用)

説 明 書

記載例

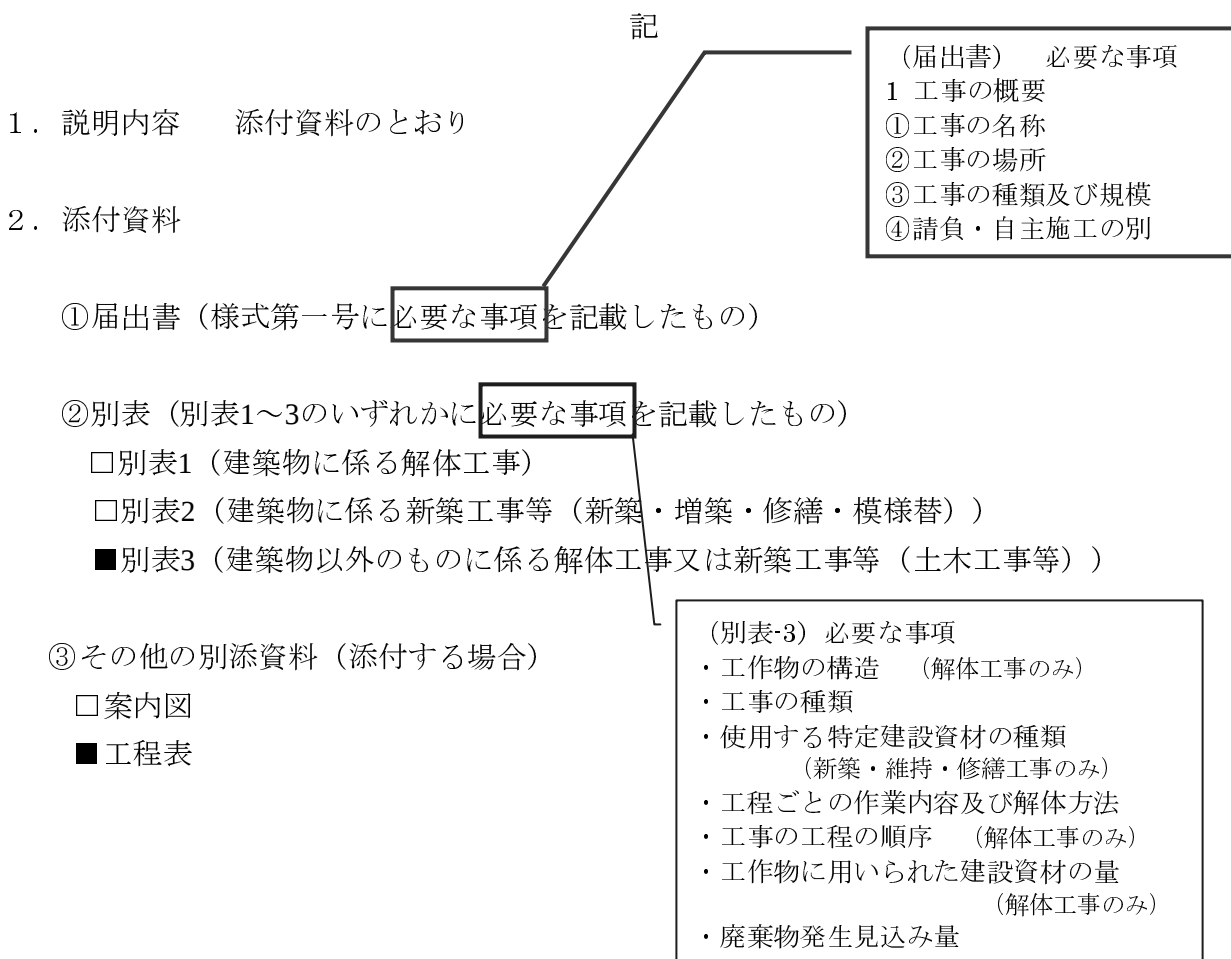
平成 26 年 ○月 ○日

(発注者)

長野県長野建設事務所 様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○ 代表取締役□□
(郵便番号 381 - 0011) 電話番号 026-○○○-○○○○
住所 長野市大字△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。



(様式第一号)		記載例		届 出 書	
長野県		知事		平成 年 月 日	
市区町村長 殿					
フリガナ					
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)		印			
(郵便番号 ー)		電話番号 ー ー			
住所					
(転居予定先)		(郵便番号 ー)		電話番号 ー ー	
住所					
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。					
記					
1. 工事の概要					
①工事の名称 平成27年度県単河川改修工事					
②工事の場所 (一)屋川 長野市 □□					
③工事の種類及び規模					
☐ 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m ²					
☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m ²					
☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの					
用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円					
■建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 15.703万円					
④請負・自主施工の別: ■請負 ☐ 自主施工					
2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)					
フリガナ					
①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○代表取締役 □□ □□					
(郵便番号381-0011)電話番号 ○○○-○○○-○○○○					
②住所 長野市大字△△					
③許可番号(登録番号)					
■建設業の場合					
建設業許可 長野県 □大臣 ■知事(特-23) ■■■号 (土木工事業)					
主任技術者(監理技術者)氏名 □□ □□					
☐ 解体工事業の場合					
解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号					
技術管理者氏名 _____					
3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日					
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)					
平成 年 月 日					
4. 分別解体等の計画等					
建築物に係る解体工事については別表1					
建築物に係る新築工事等については別表2					
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3					
により記載すること。					
5. 工程の概要					
(工事着手予定日) 平成 年 月 日					
(工事完了予定日) 平成 年 月 日					
(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)					
(注意)					
1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。					
2 記名押印に代えて、署名することができる。					
3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。					
※受付番号 _____					

記載例		建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)			
分別解体等の計画等					
工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()			
工事の種類		☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☒ その他(排水機場)			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()			
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()			
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無			
	その他				
	その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容			分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無			☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☒ コンクリート塊	115.6トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
			☒ アスファルト・コンクリート塊	16.3トン	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考					

記載例

再資源化等報告書

平成 27 年 ○月 ○日

(発注者)

長野県長野建設事務所 様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○ 代表取締役□□

(郵便番号 381 - 0011) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

住所 長野市大字△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 平成 26 年度 県単河川改修工事

2. 工事の場所 (一) 犀川 長野市 □□

3. 再資源化等が完了した年月日 平成 27 年 ○月 ○日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻	㈱○○長野工場 破砕処分場	○○市△△
アスファルト殻	㈱○○長野工場 破砕処分場	○○市△△
建設木材		

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 90 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源の有効な利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

☐再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」 チェックリスト				(参考資料)	
				平成21年4月1日(平成27年度更新版)	
番号	項目	建設リサイクル法にて義務付けられている事項	建設リサイクル法にて義務付けられていないが、実施する事項	備考	
	【適用: 施行令第2条1項の四】	【請負金額500万円以上の工事】	【請負金額500万円未満の工事】		
1	入札時の条件明示	☐ 契約書面に解体工事に要する費用等を記載できるように条件明示する。	☐ 建設発生土、特定建設資材、産業廃棄物がある場合、条件明示する。	◎	工事担当者
2	事前説明 〔法第12条1項〕 説明書 〔要領(2)3.〕	☐ 法第12条1項に規定する事項について受注しようとする者から契約前に説明を受ける。		☆	工事事務係
3	建設工事請負契約書 〔法第13条1項〕 〔要領(2)4.〕	契約書に下記の事項を記載する。 ☐ 分別解体の方法 ☐ 解体工事に要する費用 ☐ 再資源化等をする施設の名称及び所在地 ☐ 再資源化等に要する費用		☆	工事事務係
4	都道府県知事への事前届出(通知書) 通知書 〔法第11条、12条2項〕 〔要領(2)5.〕	☐ 発注者は、都道府県知事等へ通知書を提出する。 ☐ 受注者は、下請がある場合は、下請業者に対し通知書の写しを添付し告知する。	告知書	◎	工事担当者 告知書 : 交通誘導警備員及び産業廃棄物処理業者については不要
5	施工計画書における取り扱い 〔要領(2)6.〕	☐ 受注者は、下請がある場合施工計画書に告知書を添付する。 ☐ 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画を施工計画書に含め提出する。	☐ 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画を施工計画書に含め提出する。	◎	工事担当者
6	変更契約書 〔法第13条2項〕	☐ 請負契約の内容で3の各項に記載の事項を変更するときは、変更の内容を記載する。		☆	工事事務係
7	完了時 〔法第18条〕 〔要領(2)7.〕	☐ 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に再資源化報告書にて報告する。 ☐ 受注者は報告書に再生資源利用〔促進〕実施書を添付するとともに保管する。	再資源化等報告書 ☐ 受注者は再生資源利用〔促進〕実施書を提出するとともに保管する。	◎	工事担当者
注)〔要領〕とは、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」(G8-3-2参照)					

3-3 再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書

資源の有効な利用の促進に関する法律に係る省令の規定により、「発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、あらかじめ再生資源利用計画並びに再生資源利用促進計画を作成する」とされています。また、建設工事業業者は、これらの計画について、「建設工事の完成後速やかに、計画の実施状況を記録するもの」とされています。

これらの計画及び記録を総称して、便宜上「再生資源利用〔促進〕（計画・実地）書」と表記していますが、「利用」と「利用促進」の意味の違い、「計画」と「実施」それぞれの取扱い区分を理解し、作成、提出、保管等の取扱いを適切に行う必要があります。

なお、長野県では、省令の規定を踏まえつつ、全ての建設工事で計画書を作成し、実施状況を記録することとしています。

(1) 根拠省令 （受注者、発注者共通）

① 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 （最終改正 平成 13 年 3 月 29 日 国土交通省令第 59 号）

第 8 条（再生資源利用計画の作成等）

発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する建設資材※を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

※次の各号の一に該当する建設資材＝土砂、碎石、加熱アスファルト混合物

（数値記載省略）

※長野県では、各号に定める数量に関わらず、全ての建設工事で計画書を作成することとしている。

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 前項各号に掲げる建設資材ごとの利用量
- 二 前号の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- 三 前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 建設工事業業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

② 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準と成るべき事項を定める省令

（最終改正 平成 13 年 3 月 29 日 国土交通省令第 60 号）

第 7 条（再生資源利用促進計画の作成等）

発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する指定副産物※を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

※次の各号の一に該当する指定副産物＝建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材 （数値記載省略）

※長野県は、本項に定める数量に関わらず、全ての建設工事で計画書を作成するものとしている。

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定副産物の種類ごとの搬出量
- 二 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

三 前二号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3 建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

(2) 計画書、実施書の作成と提出 (受注者、発注者共通)

ア システムを利用したデータ登録から各計画書、実施書の作成と提出について

再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)は、工事規模の大小に関わらず、全ての工事が対象となります。

(7) データの登録

提出データの作成にあたり、受注者は、**建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)のデータ登録機能**を利用してデータの登録等を行うことを基本としています。

データ入力時の留意事項については、イを参照してください。

(4) 計画書、実施書の印刷、提出

計画、実施それぞれの段階で登録データ確認が終了したら、**工事個票印刷機能**を利用して様式を印刷し、計画書については、施工計画書に含め監督員等に提出(長野県土木工事共通仕様書 1・1・1・23 建設副産物 4.再生資源利用計画、5.再生資源利用促進計画)、実施書については、工事しゅん工後速やかに監督員等に提出しなければなりません。(長野県土木工事共通仕様書 1・1・1・23 建設副産物 6.実施書の提出)

(5) 入力内容の確認、データの提出

監督員等は、提出された様式により、入力内容が適正か確認し、必要があれば受注者に入力データの修正等を求めます。

受発注者双方で、実施書までデータ入力に適正に完了していると確認できたら、受注者はCREDASの**提出用ファイル作成機能**を用いて提出用ファイルを作成し、本項のウにより監督員等に提出します。

建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)の特徴

- ① 公共工事等で発生した建設副産物及び、利用した再生資材の量等をローカル上(WEB上ではなく、システムをインストールしたパソコン単位)で登録
- ② 資源利用促進法の再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)等の書類作成
- ③ 国土交通省リサイクルホームページ(アドレス下記)で無償配付

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

入力用のコードの更新等、改訂が随時行われており、バージョンアップが必要な場合があります。

提出されたデータは、建設副産物の発生量、再生資材・リサイクル製品等の利用状況など、建設副産物の実態分析に係る基礎データとして使用し、長野県の建設副産物に関する施策に活用されることになります。なお、WEBオンラインシステムの**建設副産物情報交換システム(COBRIS)**に加入している受注者は、同システムでデータ入力・登録後、CREDASの個表と同様、写しを発注者に提出すれば、データの提出は不要となっています。

建設副産物情報交換システム（COBRIS）の特徴

- ① 公共工事等で発生した建設副産物及び、利用した再生資材の量等をインターネット上で登録・検索
- ② 資源利用促進法の再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）等の書類作成
- ③ 建設副産物を受入可能な中間処理施設及び、最終処分場をインターネット上で登録・検索
- ◇ 利用には、規定のシステム利用料金が必要です。

（参考 HP）<http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>

イ CREDAS データ入力にあたっての留意事項

データ入力にあたっては、以下の事項に留意してください。

（ア）入力に必要なデータ

① 利用計画関係＝建設資材利用

利用計画作成にあたっては、**新材**を含む建設資材全体の利用用途と利用量、そのうち、再生資材の供給元、施工条件、利用量が必要です。

建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他（利用量の多い上位2品目の再生資材等）

下線：省令及び長野県土木工事共通仕様書に記載の資材。他は再生資源の利用に関する事項として把握する。

長野県では、再生資材使用量を把握するため、再生資材利用量は実際に使用された再生資材量（再生碎石等の総使用量×含有率）を入力することとしています。

② 促進計画関係＝建設副産物発生・搬出

促進計画作成にあたっては、**建設副産物の発生量**と**再生資源利用促進量**に係る**処分の区分**に関する情報が必要です。

建設副産物

【特定建設資材廃棄物】

コンクリート塊、建設発生木材 A、アスファルト・コンクリート塊

【建設発生廃棄物】

その他がれき類、建設汚泥、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト、建設発生木材 B、その他の廃棄物、混合廃棄物

【建設発生土】

建設発生土、浚渫土、浚渫土以外の泥土

下線：省令又は長野県土木工事共通仕様書に記載の副産物。他は再生資源の利用の促進に関する事項として把握する。

発生量は、現場内利用量、減量化量、現場外搬出量の合計値で、これら3つの量それぞれを把握しておく必要があります。（現場内利用量は、特定建設資材廃棄物、建設廃棄物のうち建設発生木材、建設汚泥、及び建設発生土のみ必要。減量化量は、建設汚泥のみ必要。）

現場外搬出量の入力にあたっては、搬出先の場所、運搬距離、搬出先の種類（売却、他の工事、プラントなど）を把握する必要があります。再生資源利用促進量は、現場外搬出量のうち、以下の搬出先へ運んだ量です。搬出先を把握する必要があります。（搬出区分のみ入力、量の再入力不要）

搬出先の種類のうち、再生資源利用にあたるもの

売却、他工事、広域認定制度による処理、単純焼却以外の中間処理施設

（イ）入力上の注意事項

平成 24 年度建設副産物実態調査では CREDAS システムを用いて作成されたデータを収集、分析していますが、分析の過程で様々なエラーが発生しました。これらのエラーについて国土交通省では取りまとめて「エラーリスト解説書」としました。今後の入力参考となりますので、 ページ以降に参考までに掲載します。

(ウ) 問い合わせ先等

下記ホームページに CREDAS システムの情報が、問い合わせ先と合わせて掲載されています。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/>

ウ データ提出方法

提出用ファイルのデータは、CD-R 等の電子媒体により提出することとしていますが、電子納品用媒体に保存し、電子成果品と一括しての提出も可能です。

提出方法の選択にあたっては、電子納品の「着手時協議チェックシート」により、受発注者間で協議してください。

(3) 各計画書、実施書のデータ収集後の取扱い （発注者対応）

受注者から発注者に提出されたデータについては、発注機関単位で最新の CREDAS システムにインポートすることで集約し、必要に応じて活用しています。

建設副産物実態調査など、県下一円のデータ収集の必要があり、技術管理室等から提出要請を行う場合、調査対象期間を示しますので、年度ごとの整理を確実にこなうなど、活用可能な状態で管理しておく必要があります。

[illegible]

建設業許可 20:長野県知事 1:一般 0000号	TEL 000(000)00000
建設事務所 市町村 土木部 工務課	FAX 000(000)00000
会社所在地 長野県長野市0000	
〒0000000-0000 建設業許可 20:長野県知事 1:一般 0000号	
建設事務所 市町村 土木部 工務課	
会社所在地 長野県長野市0000	

請求金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)	受取額のうち、 特次課税設備減価償却の計算に要しない費用
工期(開始)	平成〇〇年〇〇月〇〇日	(税込)
工期(終了)	平成〇〇年〇〇月〇〇日	再資化等が完了した年月日
収支		平成〇〇年〇〇月〇〇日 震災関連

※住所情報は、国の施業立案等において活用させていただきます。

[illegible]

あり	2020.長野県	長野市○地籍
なし	2020.長野県	長野市▲地籍

現場内利用の場合、様式2・口の建設発生土の現場内利用と整合をとる

再生資材の名称コード(小分類により自動で表示)

コンクリート及び鉄から成る建築資材について

1. 再生鉄：再生有筋コンクリート二次製品
2. その他

木材について

1. 黒コ(H)：再生コン(C₀ 再生骨材H)
2. 黒コ(M)：再生コン(C₀ 再生骨材M)
3. 黒コ(L)：再生コン(C₀ 再生骨材L)

7. 他: その他

- 1.再結粒：再生密粗度アスコ
- 2.萬能性：再生密粗度アスコ
- 3.再結粒：再生密粗度アスコ
- 4.再開閉：再生開閉度アスコ
- 5.泥土：泥土以外の泥土
- 6.泥土：泥土以外の泥土
- 7.泥土：泥土以外の泥土

その他、その他

1. 再クラ、再生クラッシャーラン
2. 再根創、再生根創型固結石
3. 鋸、鋸とい
4. 鋸、その他

その他、その他

1. 再建質、再生硬質化ビニル管
2. 他、その他

その他の建設資材について
(再生資材名称を具体的に記入して下さい)

（再生資材名称を具体的に記入して下さい）

2. 再粒調: 再生粒度調整碎石
3. 釐さ: 釐さい
4. 他: その他

188

2. 他: その他
石崎ボートについて
1. 石崎: 石崎ボート

1. クラ: クラッシュヤーン
2. 粒調: 粒度調整砕石
3. 鉱さ: 鉱さい

記入例

様式2.ロ 再生資源利用促進計画書（実施書）—建設副産物搬出工事用—

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて記入下さい。

※住所情報は、国の施設立案等において活用させていただきますので、書地までご記載願います。

2 / 2

整理止め

単位に注意、少数第一位

建設副産物の種類 (部材等) 性状		①発生量 =②×③×④	現場内利用		減量化		搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	⑤再生資源 利用促進量		再生資源利用 促進率 (②×③×⑤) / ① (%)
用途	②利用量	③減量化率	減量化	⑤うち現場内減量分												
特定 建築 材料 物 資	20.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1 有〇〇商事	2.民間	1.A指定	20201長野県長野市〇〇1-2-3	8 km	5. 中間合外	20.0 t	0.0 t	0.0 t	20.0 t	100.0 %
廃建設発生土等A (注:建設発生土と建設材 が混在しないもの)	0.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1				km					0.0 t	%
アスファルト・ コンクリート塊	30.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1 有〇〇商事	2.民間	1.A指定	20201長野県長野市〇〇1-2-3	8 km	5. 中間合外	30.0 t	0.0 t	0.0 t	30.0 t	100.0 %
その他がれき類	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
建設発生土等B (土木、建設などから発生 するがれき類)	0.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
建設汚泥	0.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
金属くず	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
廃塩化ビニル管 ・継手	0.0 t	0.0 t				搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
廃プラスチック (塩化ビニル管・継手 を除く)	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
廃石膏ボード	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
紙くず	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
アスベスト (放射性)	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
その他の分別 された廃棄物	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
混合状態の廃棄物 (建設副産物等)	0.0 t					搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
第一種 建設発生土	600.0 t	500.0 t	0.0 %			搬出先1 〇〇工事	1.公共	1.A指定	20201長野県長野市〇〇地籍	10 km	2.他工種	100.0 t	0.0 t	0.0 t	100.0 t	100.0 %
第二種 建設発生土	0.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
第三種 建設発生土	0.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
第四種 建設発生土	100.0 t	0.0 t	0.0 %			搬出先1 △△地籍	2.民間	3.自由	20201長野県長野市〇〇地籍	10 km	7. ス(未)	100.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 %
汲排水 以外の土	0.0 t	0.0 t				搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
汲排水 (建設副産物を除く)	0.0 t	0.0 t				搬出先1				km			0.0 t		0.0 t	%
合計	700.0 t	500.0 t	0.0 %			搬出先1				km			200.0 t	0.0 t	100.0 t	85.7 %

搬出先の種類コード（建設副産物の場合）

1. 廃材、廃材
2. 廃材、廃材
3. 廃材、廃材
4. 廃材、廃材
5. 廃材、廃材
6. 廃材、廃材
7. 廃材、廃材
8. 廃材、廃材
9. 廃材、廃材
10. 廃材、廃材

搬出先の種類コード（建設副産物の場合）

1. 廃材、廃材
2. 廃材、廃材
3. 廃材、廃材
4. 廃材、廃材
5. 廃材、廃材
6. 廃材、廃材
7. 廃材、廃材
8. 廃材、廃材
9. 廃材、廃材
10. 廃材、廃材

搬出先の種類コード（建設副産物の場合）

1. 廃材、廃材
2. 廃材、廃材
3. 廃材、廃材
4. 廃材、廃材
5. 廃材、廃材
6. 廃材、廃材
7. 廃材、廃材
8. 廃材、廃材
9. 廃材、廃材
10. 廃材、廃材

合計欄は建設発生土のみ記入。
再生資源利用量の合計は、搬出先の種
別コードが1～6の合計

合計欄は建設発生土のみ記入

(参考) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）関係作業フロー

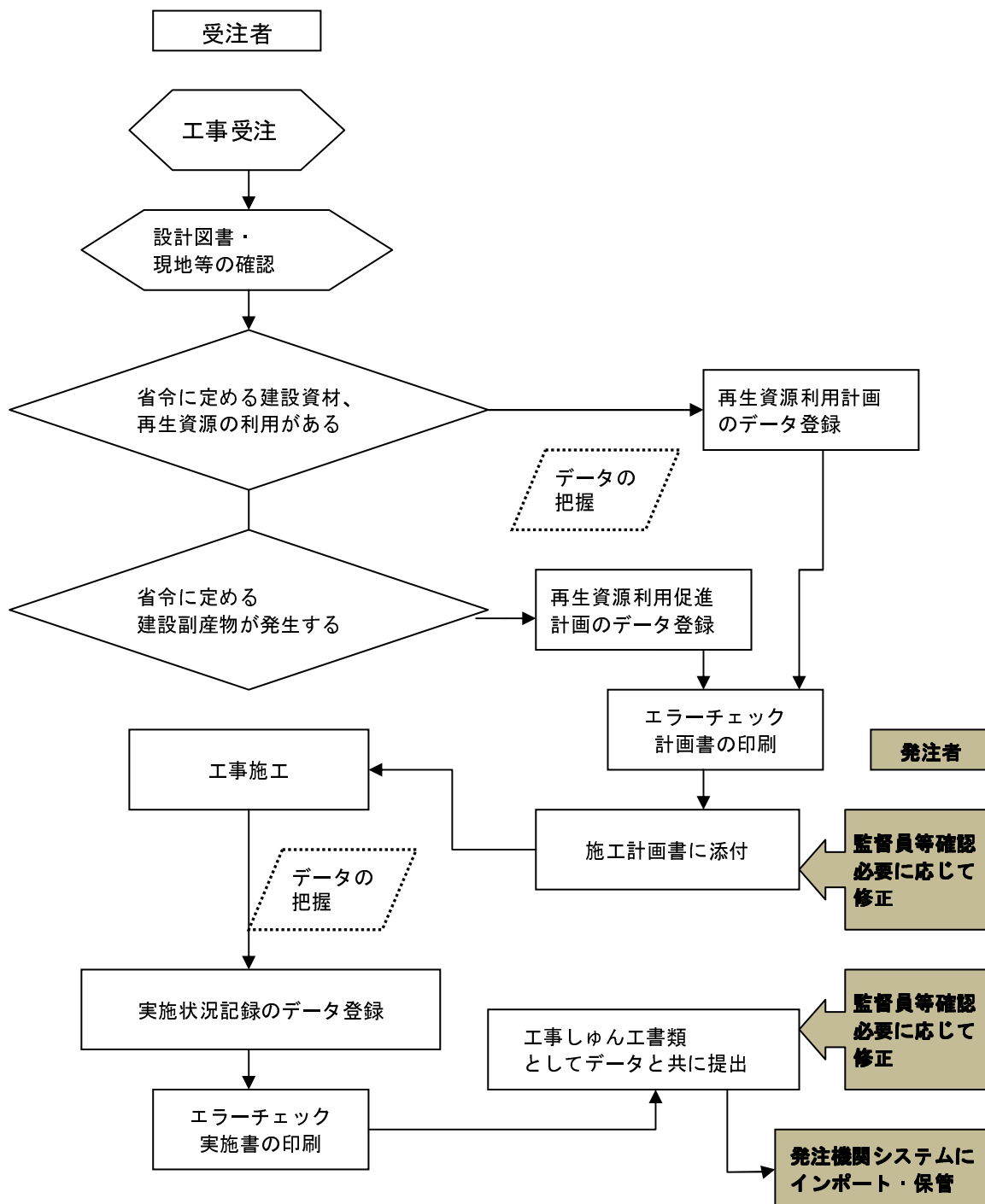
【事前準備】

作業を行うパソコンを定め、CREDASシステムをインポートする。
「CREDASシステム」ホームページアドレス：（２）２）ウに記載



「CREDASシステム」ホームページ掲載の操作方法を確認、習熟に努める。

【データ登録】



(参考)

平成 2 4 年度建設副産物実態調査

利用量・搬出先調査

エラーリスト解説書

平成 2 5 年 8 月

エラー 一覧

エラー番号 () 番号はエラーリストに記載している番号と同じ		エラー内容	頁
(1)	空白 (必須)	入力すべき「必須項目」が空白の場合	
(2)	数値 (必須)	数値を入力すべき項目に数値以外が入力されている場合	
(3)	対象年度 (必須)	工事の終了年月日が平成 24 年度以外の場合	
(4)	コード (必須)	コードを入力する項目に、未定義のコードが入力されている場合	
(5)	工事種別 (警告)	工事種別が土木工事で、「延床面積」等が入力されている場合	
(6) 不一致	1 工事種別 (必須)	発注機関と工事種別の関係が矛盾している場合	
	2 工事場所 (警告)	公共工事で、管轄区域外の場所で工事を行っている場合	
	3 現場内利用工事場所 (必須)	「工事施工場所」と、建設資材を現場内利用した場合の「供給元住所」が異なる場合	
(7)	大小関係 (必須)	着工年月日と竣工年月日が時系列的に逆転している場合、資材利用量と再生資材利用量の大小関係が矛盾している場合	
(9)	レンジオーバー (警告)	数値が大きすぎるため、異常値の可能性（桁間違い入力など）がある場合	
(10)	現場内利用 (必須)	建設副産物を現場外へ搬出しているが、運搬距離が「0 k m」の場合	
(12)	原単位 (警告)	工事規模に対して、「資材利用量」や「現場外搬出量」が基準値より大きい場合	
(13)	解体以外 (警告)	「工事種別」が解体工事となっているが、「建設資材」の搬入がある場合	
(14)	距離オーバー (警告)	「工事場所」と「搬出先場所」が同じ都道府県内で、運搬距離が「100 k m」以上である場合	
(15)	隣県 (警告)	①「工事場所」と「搬出先場所」が隣の都府県であるが、運搬距離が「200 k m」以上である場合 ②「工事場所」と「搬出先場所」が隣の都府県以遠であるが、運搬距離が「40 k m」未満又は「500 k m」以上である場合	
(17)	工事種別・構造 (警告)	「工事種別」では「木造」又は「非木造」を選択しているにもかかわらず、「構造」ではその逆の構造を選択している場合	
(18)	供給元・搬出先 (必須)	建設資材の供給元種類、又は建設副産物の搬出先種類について、通常考えられない選択をしている場合	
(19)	不整合 (警告)	「現場内利用」を行っているが、「建設資材利用」及び「建設副産物発生」の両方に記載していない場合	
(22)	新材 (必須)	建設資材で新材に限定されているもので、再生資材の利用状況の記入欄にデータがある場合	

必須エラー：記載内容が間違っている項目（要修正）

警告エラー：記載内容について間違いでないか確認が必要な項目

1. エラー解説

A. エラーチェックの必要性について

平成24年度建設副産物実態調査は、「建設リサイクル推進計画2008」の目標達成状況及び「次期建設リサイクル推進計画」策定のための基礎情報を把握するために実施した。

そのため、平成24年度建設副産物実態調査では、より高い精度での集計及び分析を行う必要があるが、回収されたデータに誤りなどがあれば、精度が低くなる。そこで今回、より高い精度のデータを確保するため、エラーチェックを行った。

エラーの種類には、次の2種類がある。

- ①必須エラー：記載内容が間違っている項目（要修正）

②警告エラー：記載内容について間違いでないか確認が必要な項目
(内容が正しければ修正する必要はない)

B. エラーチェックリストの見方について

ー略ー

C. エラー内容解説

(1) 空白（必須）

「(1) 空白」エラーは、集計に最低限必要な「必須項目」(CREDAS入力画面で赤字)が空白であることを示している。情報種類ごとの「必須項目」を次に示す。

情報種類	必須項目
工事概要	発注機関、工事名、加盟団体名、工事場所、工期開始年、工期開始月、工期開始日、工期終了年、工期終了月、工期終了日、工事種類、請負額※1、再資源化費用※2、建築面積※1、3、延床面積※1、3、構造※3、使途※3
建設資材 利用実績	小分類、利用量、供給元種類※4、供給元場所の住所※4、再生資材利用量※4
建設副産物 発生・搬出	現場内用途※5、現場内利用量※5、減量化※6、減量化量※6、搬出先場所住所※7、運搬距離※7、搬出先種類※7、現場外搬出量※7

※1 数値が0も空白と見なす

※2 実施書の時のみ必須

※3 「建築工事」の場合のみ必須（土木工事、修繕工事の場合、空白で可）

※4 「再生資材利用量」が0を超える（再生資材利用量>0）時は必須

※5 「現場内利用量」が0を超える時は必須

※6 「減量化量」が0を超える時は必須

※7 「現場外搬出量」が0を超える時は必須

図(1) 空白（必須）エラー例

【エラーへの対応方法】

- ・該当する必須項目を入力してください。

(2) 数値 (必須)

「(2) 数値」エラーは、数値を入力すべき項目に数値以外が入力されていることを示している。数値を入力すべき項目を次に示す。

情報種類	数値項目
工事概要	請負額、再資源化費、建設業許可番号、建築面積、延床面積
建設資材 利用実績	利用量、再生資材利用量
建設副産物 発生・搬出	現場内利用量、現場内利用改良分、減量化量、運搬距離、現場外搬出量、 搬出量改良分

図 (2) 数値 (必須) エラー例

数値を入力すべき項目に
数値以外が入力されている

建設資材(新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況			再生資源 利用率 (B)/(A)*100
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称 供給元の住所	供給元種類 (地先)	施工条件内容 再生資材名称	再生資材 利用量(B)
1ヶ所目	2二種	4裏込	1.指示あり	2.工事陸	1.指示あり	500.0
2ヶ所目			東京都港区	2二種		

【対応方法】 ・該当する項目に数値を入力してください。

(3) 対象年度 (必須)

「(3) 対象年度」エラーは、工事の終了年月日が「平成24年度以外」となっている（終了年月日が平成24年4月1日～平成25年度3月31日の範囲外）。

登録内容変更

工事ID: 1 計画 実施 削除フラグ データチェック

工事概要: 建設資材利用 | 建設副産物発生・搬出

計画書データのコピー

発注者: 国土交通省 発注機関(詳細): 総合政策局 担当者: 国土太郎 TEL:

請負会社: 加盟団体名: 各県建設業協会加盟会社 会社名: 会社名(カナ): 代表者: 代表者(カナ): 建設業許可: 建設業の場合: 号 解体業許可: 解体業の場合: 号 郵便番号: 会社所在地: TEL: FAX: 工事責任者: 氏名:

工事概要: 工事名: 国道〇〇号線道路改良工 工事場所: 東京都千代田区 工事種類: B-1改良 工期(開始)H.24年8月15日 (終了)H.25年9月27日 請負・自主施工: 請負 自主施工 再資源化費用(万円): 1,000.00 再資源化完了年月日: H.25年3月19日 工事概要等: 施工条件の内容:

建築面積: m² 延床面積: m² 階数(地上): 階 階数(地下): 階 構造: 用途:

赤字: 入力必須 青字: 入力不可 前の登録工事へ 次の登録工事へ 登録キャンセル 登録作業の完了

例)一億円の場合は10000と入力。(再資源化費用を1万円単位(1万円未満四捨五入)で入力して下さい。)

【対応方法】 ・「工期」を確認して下さい。必要に応じて修正してください。

(4) コード（必須）

「(4) コード」エラーは、入力システムで定義付けられていない項目（プルダウン、規定値）あるいはあり得ないカレンダーの日付を選択していることを示している。コードを選択すべき項目箇所は、次のコードである。

情報種類	コード項目
工事概要	発注機関、住所、工期開始年月日、工事終了年月日、工事種別、震災関連、再資源化完了年月日、加盟団体名、建設業許可主、建設業許可形態、解体業登録主、工事責任者、階数、構造、使途
建設資材 利用実績	小分類、利用用途、供給元種類、施工条件内容、供給元場所住所、再生資材
建設副産物 発生・搬出	現場内用途、減量法、搬出先場所住所、公民区分、施工条件内容、搬出先種類

図（４） コード（必須）エラー例

【対応方法】 ・該当項目をコードから選択してください。

(5) 工事種類（警告：内容確認）

「(5) 工事種別」エラーは、工事種類が土木工事にもかかわらず、「建築面積」、「延床面積」、「階数（地上）」、「階数（地下）」、「構造」、「使途」（建築・解体工事のみ入力）の項目が入力されていることを示している。

図（５） 工事種類（警告）エラー例

The screenshot shows the '登録内容変更' (Change Registration Content) window. The '工事種類' (Work Type) is set to 'B-1 改良' (Improvement). The '延床面積' (Floor Area) is set to 200 m². A yellow callout box with red arrows points to the '工事種類' and '延床面積' fields, stating: '土木工事で延床面積等のデータが入力されている' (Data such as floor area is entered for civil engineering). The window also shows other fields like '発注機関' (Issuing Agency), '加入団体名' (Association Name), and '工事概要' (Work Overview).

【対応方法】 ・「工事種類」を確認して下さい。必要に応じて修正してください。

（６）１ 工事種別不一致（必須）

工事種類には、公共工事用の「工事種類」と、民間工事用の「工事種別」がある。「（６）１ 工事種別不一致」エラーは、公共工事にもかかわらず民間工事用の「工事種別」を選択していることを示している。

図（６）１ 工事種別不一致（必須）エラー例

The screenshot shows the '登録内容変更' (Change Registration Content) window. The '工事種類' (Work Type) is set to 'M-1 管工事' (Pipe Work). The '延床面積' (Floor Area) is set to 100 m². A yellow callout box with red arrows points to the '工事種類' and '延床面積' fields, stating: '公共工事で、民間工事の工事種別を選択している' (In public work, the work type of private work is selected). The window also shows other fields like '発注機関' (Issuing Agency), '加入団体名' (Association Name), and '工事概要' (Work Overview).

【対応方法】 ・「発注機関」及び「工事種類」を確認し、修正してください。

(6) 2 発注機関・工事場所不一致 (警告: コード確認)

公共工事の場合、通常発注機関の管轄する区域内で工事を行う。「(6) 発注機関・工事場所不一致」エラーは、公共工事発注機関の管轄区域以外の場所で工事を行っていることを示している。

公共工事発注機関と工事場所との関係が次表の場合、エラーとなる。

表 発注機関・工事場所不一致エラー条件

発注機関	施工場所
国土交通省等	
北海道開発局	北海道以外
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県以外
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県以外
北陸地方整備局	新潟県、富山県、石川県、山形県、福島県、長野県、岐阜県、福井県以外
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県以外
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県以外
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県以外
四国地方整備局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県以外
九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県以外
沖縄総合事務局	沖縄県以外
都道府県	発注機関と同じ都道府県以外
政令指定都市	発注機関と同じ政令指定都市以外
23区・市町村	発注機関と同じ区・市町村以外

図(6) 2 発注機関・工事場所不一致(警告)エラ一例

登録内容変更

工事ID 計画 実施 ☐ 削除フラグ 入力内容に警告がある項目があります データチェック

工事概要 建設資材利用 建設副産物発生 搬出

計画書データのコピー

記入年月日 H. 25 年 3 月 20 日

発注者 発注団体 東京都 発注機関 (詳細) 都庁整備局

TEL

請負会社 加盟団体名 市民建設業協会加盟会社 会社名 会社名(カナ) 代表者 代表者(カナ) 建設業許可 又は 解体業許可 建設業の場合 号 解体業の場合 号

工事概要 工事責任者 調査書記入者

工事概要 工事名 (取込のみ) 建設副産物発生

工事場所 千葉県 千葉市 中央区 選択

(地先等) 工事種類 B-1改良 震災関連 通常工事

工期 (開始) H. 24 年 3 月 15 日 ~ (終了) H. 26 年 9 月 27 日

請負 自主施工 請負 自主施工 両立 両立 両立 両立

請負額 (万単位) 1,000.00 両立額 (万単位) 1,000.00 (税込) 再資源化費用 (万単位) 1,000.00 (税込) 再資源化完了年月日 H. 26 年 3 月 19 日

工事概要 施工条件の内容

建築・解体工事のみ入力 建築面積 m² 延床面積 m² 階数(地上) 階 階数(地下) 階 構造 使途

赤字:入力必須 青字:入力可

前の登録工事へ 次の登録工事へ 登録キャンセル 登録作業の完了

【対応方法】 ・「発注機関」及び「工事場所」を確認して下さい。必要に応じて修正してください。

(6) 3 現場内利用工事場所不一致（必須）

建設資材において、供給元種類が「1. 現場内利用」のとき、「工事施工場所」と「供給元場所住所」の関係が矛盾していることを示している。次の場合、「(6) 3 現場内利用工事場所不一致」エラーとなる。

図（6） 3 現場内利用工事場所不一致（必須）エラー例

建設資材(新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源利用率
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称	供給元住所	再生資材名称	再生資材利用量(B)	(B)/(A)*100
規格							
1カ所目	3三種	1,000.0		現場内	3三種	1,000.0	100.0%
		(繰め)m3		埼玉県 川口市		(繰め)m3	

【対応方法】

- ・工事場所の「住所」と、現場内利用の「供給元住所」を確認してください。必要に応じて修正してください。
- もし、工事が複数の市町村に跨る場合は、同じ住所で登録してください。

(7) 大小関係（必須）

「(7) 大小関係」エラーは、工期の年月日や各資材の搬入量の大小関係が矛盾していることを示している。大小関係が次の関係の場合、「(7) 大小関係」エラーとなる。

- ・「工期開始年月日」が「工期終了年月日」より時間的に後
- ・「工期開始年月日」が「再資源化完了年月日」より時間的に後
- ・「請負額」が「再資源化費」より小さい
- ・階数が2層以上（[階数_地上] + [階数_地下] ≥ 2）で「延床面積」が「建築面積」より小さい（建築工事のみ）
- ・「利用量」が「再生資材利用量（合計）」より小さい

図（7） 大小関係（必須）エラー例

建設資材(新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源利用率
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称	供給元住所	再生資材名称	再生資材利用量(B)	(B)/(A)*100
規格							
1カ所目	1クラ	1,000.0		東京都 千代田	4再資源	2,000.0	200.0%
		(m3)				(m3)	

【対応方法】

- ・「工期開始年月日」及び「工期終了年月日」を確認し、修正してください。
- ・「資材利用量」及び「再生資材利用量」を確認し、修正してください。

(9) レンジオーバー（警告：数値確認）

「(9) レンジオーバー」エラーは、数値が大きすぎるため、異常値の可能性があるデータを示している。レンジオーバーのチェック項目及び基準は、次のとおりである。

- ・請負額＞100,000（万円）
- ・建築面積（建築工事のみ）＞10,000（m²）
- ・延床面積（建築工事のみ）＞10,000（m²）
- ・階数（地上）≥100(階)
- ・階数（地下）≥10(階)
- ・利用量、再生資材利用量＞100,000（t 又は m³ 又は kg）
- ・現場内利用量、現場内利用改良分、減量化量、現場外搬出量、現場外搬出量改良分＞100,000（t 又は地山 m³ 又は kg）
- ・運搬距離≥100（km）

図（9） レンジオーバー（警告）エラー例

数量が10万m3以上と大きい

土砂									
建設資材(新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況					
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称	供給元の種類	施工条件内容	再生資材利用量(B)	再生資源利用率(B)/(A)*100		
規格			供給元の住所	(3優先)	再生資材名称				
1h所目	β三種	200,000.0 (繰りm3)	東京都 千代田 選択	現場内	β三種	200,000.0 (繰りm3)	100.0%		

【対応方法】

- ・該当する項目（請負額、延床面積、利用量、発生量、現場外搬出量など）の数値を確認してください。必要に応じて修正してください。

(10) 現場内利用（必須）

建設副産物を現場外へ搬出する場合、「運搬距離」の記入が必要である。「(10) 現場内利用」エラーは、建設副産物を現場外へ搬出しているにもかかわらず、「運搬距離」が0 kmとなっていることを表している。

図（10） 現場内利用（必須）エラー例

運搬距離が0km

コンクリート塊							
①発生量 ②=③+④+⑤	現場内利用	減量化	④現場外	⑤再生資源	再生資源利用率		
100 (トン)	(トン)	(トン)	(トン)	(トン)	100%		
現場外搬出について							
搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	④現場外	改良分		
搬出先場所(区市町村名)	搬出先場所(地先)	運搬距離		搬出量			
搬出先1	〇〇リサイクルセンター	2 民間	1 A指定	5 中間倉庫外	100	0	
	東京都 大田区 選択	△△	0 km	(トン)	(トン)		

【対応方法】

- ・運搬距離を入力してください。なお、運搬距離が1 km未満の場合は、「1 km」と入力してください。

(12) 原単位（警告：数値確認）

「(12) 原単位」エラーは、「建設資材利用」又は「建設副産物発生・搬出」において、「工事規模※」に対して、「利用量（現場内利用を除く）」又は「現場外搬出量」が大きいことを示している。

※工事規模：土木・修繕工事の場合は「請負額」、建築・解体工事の場合は「延床面積」に対して、「利用量（現場内利用量を除く）」の合計、又は「現場外搬出量」の合計が次表の数値以上の場合、「(12) 原単位」エラーとなる。

- ・利用原単位＝「利用量合計（現場内利用量を除く）」÷「工事規模（請負額又は延床面積）」
- ・搬出原単位＝「現場外搬出量合計」÷「工事規模（請負額又は延床面積）」

表. 原単位エラー基準（過年度調査より算出）

品目		土木（トン or m ³ ／万円）	建築（トン or m ³ ／m ² ）	解体（トン or m ³ ／m ² ）	修繕（トン or m ³ ／万円）
建設資材	コンクリート	3.0	50.0	50.0	3.0
	木材	3.0	10.0	10.0	2.0
	アスファルト混合物	2.0	0.5	0.5	1.0
	土砂	15.0	3.0	3.0	10.0
	砕石	2.5	0.5	0.5	2.0
建設副産物	コンクリート塊	3.0	1.0	03.0	3.0
	建設発生木材 A	1.0	0.1	0.5	1.0
	アスファルト・コンクリート塊	2.0	0.3	0.3	2.0
	建設発生木材 B	1.0	0.1	0.5	1.0
	建設汚泥	3.0	0.3	0.1	3.0
	金属くず	1.0	0.1	0.1	1.0
	廃塩化ビニル管・継手※	0.1	0.1	0.1	0.1
	廃プラスチック類	0.1	0.1	0.1	0.1
	廃石膏ボード	0.1	0.1	0.1	0.1
	紙くず	0.01	0.1	0.1	0.1
	その他分別廃棄物	1.0	0.1	0.1	0.1
	建設混合廃棄物	2.0	0.3	1.0	2.0
	建設発生土（合計）	10.0	3.0	1.0	3.0

※「廃塩化ビニル管・継手」の原単位エラー基準もトン表記となっている。しかし、入力は kg 単位となっているので、注意が必要である。

図（12） 原単位（警告）エラー例

土木工事で請負額1,000万円、
現場内利用を除く土砂利用量が200,000m3
「利用原単位」=200,000m3÷1,000万円=20.0

建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況				
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称 供給元の住所	供給元種類 (地先)	再生資材 利用量(B)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100
1か所目	1-種	200,000.0 (繰上m3)	東京都 新宿区	2他工(陸)	200,000.0 (繰上m3)	100.0%

【対応方法】

- ・該当する品目の「利用量」又は「現場外搬出量」、及び「請負額」（土木工事）又は「延床面積」（建築工事）を確認してください。
⇒データ内容が正しければ、データ修正を行う必要はありません。

（13）解体以外（警告：内容確認）

「（13）解体以外」エラーは、「工事種別」が「解体工事」となっているが、「建設資材」の搬入があることを示している。

図（13） 解体以外（警告）エラー例

解体工事で、建設資材の搬入がある

建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況				
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称 供給元の住所	供給元種類 (地先)	再生資材 利用量(B)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100
1か所目	7改良	1,000.0 (繰上m3)	東京都 千代田区	4再資源	1,000.0 (繰上m3)	100.0%

【対応方法】

- ・「工事種別」及び該当する建設資材を確認してください。必要に応じて修正してください。

(14) 距離オーバー（警告：内容確認）

「(14) 距離オーバー」エラーは、工事施工場所と、建設副産物の搬出先場所が同じ都道府県であるにもかかわらず、「運搬距離」が100km以上であることを示している。

図（14） 距離オーバー（警告）エラー例

工事概要

工事名: 同定00000000000000000000

工事場所: 東京都 千代田区

工事種類: B-1改良

工期 (開始) H24 年 8 月 15 日 ~ (終了) H24 年 9 月 27 日

諸費・自主施工: ☒ 諸費 ☐ 自主施工

諸費額 (万単位): 1,000.00 0.00 (税込) 再資源化費用 (万単位): 1 0.00 (税込)

再資源化等完了年月日: H25 年 3 月 19 日

工事概要等

施工条件の指定

①発生量
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

用途	②利用量	改良分	流量法	⑤流量化量	(主1)	(②+③+④)/① *100
500.0 (トン)				500.0 (トン)	500.0 (トン)	100.0%

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	④現場外搬出量	改良分
搬出先場所(区市町村)	搬出先場所(地先)	運搬距離	5 中間合外	500.0 (トン)	0.0 (トン)
搬出先1: 東京都 板橋区		101 km			

【対応方法】

- ・「工事施工場所」、「搬出先場所」及び「運搬距離」を確認し、必要に応じて修正してください。

(15) 隣県（警告：内容確認）

「(15) 隣県」エラーは、「工事場所」と「搬出先場所」が隣の都府県であるにもかかわらず、「運搬距離」が1km又は200km以上であること、

又は「工事場所」と「搬出先場所」が隣の都府県より遠い関係であるにもかかわらず、「運搬距離」が40km未満又は500km以上であることを示している。

なお、「工事場所」の都道府県と「隣県」の関係は、「参考：隣県データ」を参照。

図（15） 隣県（警告）エラー例

工事概要

工事名: 同定00000000000000000000

工事場所: 東京都 千代田区

工事種類: B-1改良

工期 (開始) H24 年 8 月 15 日 ~ (終了) H24 年 9 月 27 日

諸費・自主施工: ☒ 諸費 ☐ 自主施工

諸費額 (万単位): 1,000.00 0.00 (税込) 再資源化費用 (万単位): 1 0.00 (税込)

再資源化等完了年月日: H25 年 3 月 19 日

工事概要等

施工条件の指定

①発生量
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

用途	②利用量	改良分	流量法	⑤流量化量	(主1)	(②+③+④)/① *100
250.0 (トン)				250.0 (トン)	200.0 (トン)	80.0%

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	④現場外搬出量	改良分
搬出先場所(区市町村)	搬出先場所(地先)	運搬距離	5 中間合外	200.0 (トン)	0.0 (トン)
搬出先1: 〇〇リサイクルセンター	2 民間	1A指定	5 中間合外		
長野県 長野市		30 km			
搬出先2: 〇〇最終処分場	2 民間	3 自由	9 内陸処分	50.0 (トン)	0.0 (トン)
埼玉県 川口市		300 km			

【対応方法】

- ・「工事場所」、「搬出先場所」及び「運搬距離」を確認し、必要に応じて修正してください。

(17) 工事種別・構造（警告：コード確認）

「(17) 工事種別・構造」エラーは、「工事種別」では「木造」又は「非木造」を選択しているにもかかわらず、「構造」ではその逆の構造を選択していることを示している。

※具体的には、「工事種別」と「構造」の関係が、次表に示す場合、エラーとなる。

工事種別	構造
非木造新築	木造
非木造増築	
非木造改築	
非木造解体	
木造新築	鉄骨鉄筋コンクリート造
木造増築	鉄筋コンクリート造
木造改築	鉄骨造、コンクリートブロック造
木造解体	その他

図（17） 工事種別・構造（警告）エラー例

建築工事の種別と、構造(木造、非木造)の関係がおかしい

工事種別: U- 非木造
構造: 5 木造

【対応方法】

- ・ 建築工事の「工事種別」と「構造」（木造か非木造か）の関係を確認し、必要に応じて修正してください。

(18) 供給元・搬出先（必須）

「(18) 供給元・搬出先」エラーは、建設資材の供給元種類、又は建設副産物の搬出先種類が通常考えられないところへ搬出していることを示している。

※具体的には、次表の「×」の場合、エラーとなる。

表. 建設資材の選択可能な供給元種類

供給元種類	土砂									
	第一種発生土	第二種発生土	第三種発生土	第四種発生土	浚渫土以外の泥土	浚渫土	土質改良土	建設汚泥処理土	再生コンクリート砂	山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
1.現場内利用	○	○	○	○	○	○	×	○	×	—
2.他の工事現場(内陸)	○	○	○	○	○	○	×	○	×	—
3.他の工事現場(海面)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	—
4.再資源化施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	—
5.土砂ストックヤード	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—
6.その他	○	○	○	○	○	○	×	○	×	—

○: 選択可 ×: 選択不可

表. 建設廃棄物の選択可能な搬出先種類

○: 選択可 ×: 選択不可

搬出先の種類	コンクリート塊	アスコン塊	建設木材A	建設木材B	建設汚泥	金属くず	紙くず	廃プラスチック	廃塩化ビニル管・継手	廃石膏ボード	その他	建設混合廃棄物
1.売却	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×
2.他工事	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×
3.広域認定制度による処理	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×
4.中間処理施設(合材プラント)	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)	×	×	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○
7.中間処理施設(単焼却)	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10.その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

図(18) 供給元・搬出先(必須)エラー例

建設廃棄物搬出品目と搬出先種類の関係がおかしい

【対応方法】

- 建設副産物又は建設資材の「品目」と、「搬出先種類」又は「供給元種類」を確認し、修正してください。

(19) 現場内利用不整合(警告: 内容確認)

「現場内利用」とは、たとえば建設工事現場から発生した建設発生土を、建設工事現場から場外へ搬出せずに、当該建設工事現場内で埋戻材などとして利用するものである。

「(19) 現場内利用不整合」エラーは、建設発生土やコンクリート塊などを「現場内利用」している工事で、「建設資材利用実績」及び「建設副産物発生」の両方に記載すべきところを、片方しか記入されていないことを示している。

図(19) 現場内利用不整合(警告)エラー例

発生側(下図)には、コンクリート塊の現場内利用の記入があるが
利用側(上図)には、現場内利用の記入がない

【対応方法】

- ・現場内利用を実施しているか確認してください。
 - ①土砂や碎石などを現場内利用している場合：

「建設資材利用」及び「建設副産物発生」の両方に現場内利用を記入してください。
 - ②土砂や碎石などを現場内利用していない場合：

現場内利用を記入している内容を削除してください。

(22) 新材（必須）

「(22) 新材」エラーは、建設資材の小分類で新材に限定されている場合、再生資材の利用状況の欄※にデータが存在することを示している。

※「再生資材の供給元施設、工事等の名称」、「供給元種類」、「施工条件内容」、「供給元種類」、「供給元住所」、「再生資材利用量」など

- 1) 建設資材「コンクリート」で小分類が「1. 生コン（バージン骨材）」の場合
- 2) 建設資材「土砂」で小分類が「9. 山砂、山土などの新材」の場合
- 3) 建設資材「碎石」で小分類が「5. ぐり石、割ぐり石、自然石」

図（22） 新材（必須）エラー例

新材で、再生資材の利用状況が入力されている

建設資材（新材を含む）全体の利用状況				左記のうち、再生資材の利用状況			
小分類	利用用途	利用量(A)		工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材利用量(B)
規格				供給元の住所	(地先)	再生資材名称	再生利用率(B)/(A)*100
1. 生コン		1000		●●生コン工場	4 再資源	1 指示あり	20.0%
1ヵ所目		(トン)		神奈川県 横浜 選択			(トン)

【対応方法】

- ・再生資材の利用状況に記入しているデータを削除してください。

参考：隣県データ

都道府県	隣 県
20.長野県	10.群馬県、11.埼玉県、15.新潟県、16.富山県、19.山梨県、21.岐阜県、22.静岡県、23.愛知県

3-4 発生土（残土）処理

発生土（残土）処理については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月国土交通省）」において「設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進めるとともに、」「可能な限り建設発生土の工事間利用を促進する」とされた。

工事にあたっては、必要に応じ仮置場所や引渡場所（残土処理場）を指定する等、適切な処分のための条件明示を行う。

(1) 建設発生土の適正処理を実施する上での留意事項

- ア 設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進める。
- イ 工事間利用が円滑に行われるよう工程調整を検討する。
- ウ 市町村等関係機関と連携して工事予定地、ストックヤード等を把握、利用する。

(2) 現場条件明示

指定処分が可能な工事においては、適切な現場条件明示を行うとともに、必要に応じて設計変更を行う。

標準の「現場説明事項・施工条件明示事項」（例）では、建設発生土について残土の引渡し場所又は仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件を明示することとしている。

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
〇〇市△△地先	指定	〇 k m	別添地図参照

※処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 長野県土木工事共通仕様書（建設部）記載事項

長野県土木工事共通仕様書では、共通編第3章土工（河川土工・砂防土工、道路土工）において、建設発生土に関して次のとおり規定している。

4. 適用規定

受注者は、建設発生土については、本編1-1-1-23 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

5. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督員等の**指示**に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督員等と**協議**しなければならない。

6. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり本編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- (1) 処理方法（場所・形状等）
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

7. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員等に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、

これに代わる資料により、監督員等の**承諾**を得なければならない。

8. 建設発生土受入れ地の条件

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

(4) 工事関係書類での取扱い

受注者は、前項の仕様書 **7. 建設発生土受入れ地の実測** の規定に基づく地形を実測した資料として当該受け入れ地での実測に基づく搬入前後の平面図、横断図（又は縦断図）を整備し、提出するとともに、地形から計算できる搬入後の土量を計算した資料を提出する。また、本資料について確認のできる写真を添付する。

(5) 発生土利用基準

発生土を建設資材として利用する場合には、適用する基準として「発生土利用基準」が国土交通省に定められており、これを準用している。

○ 発生土利用基準について

国官技第 112 号ほか
平成 18 年 8 月 10 日
国土交通省各部、各課及び各地方整備局等宛て
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。
また、「発生土利用基準について」（平成 16 年 3 月 31 日付国官技第 341 号）は廃止する。

発生土利用基準本文は下記 URL から参照できる。

⇒ http://www.mlit.go.jp/tec/kankyuu/hasseido/060810ki_jyun.pdf

なお、次ページ以降参考掲載する。

発生土利用基準について

1. 目 的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適 用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (k N/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土。 (砂、礫及びこれ らに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等により含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とし る。 *水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}	—	
			人工材料	改良土 {I}	—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれに準 ずるもの)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種建設 発生土を除く))	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
泥土*1), *9)	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数 400kN/m^2 以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保されているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準 (1)

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		路床		路体							
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 (砂質土・礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

【評価】

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

【留意事項】

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

【備考】

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
 ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
 ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準（2）

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂・礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土・礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土a	○		○		○		○	
	泥土b	△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準（3）

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立※2	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第 1 種 ・建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第 1 種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第 1 種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第 2 種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第 2a 種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第 2b 種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第 2 種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第 3 種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第 3a 種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第 3b 種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第 3 種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第 4 種 建設発生土 〔粘土土及びこれらに準ずるもの〕	第 4a 種	○		○		◎	粒度分布注意
	第 4b 種	△		○		◎	
	第 4 種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
粘土	粘土 a	△		○		○	
	粘土 b	△		△		○	
	粘土 c	×		×		△	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 $100 \pm 0.4 \text{ mm}$ 容量 $1,000 \pm 12 \text{ cm}^3$
	ランマー	質量 $2.5 \pm 0.01 \text{ kg}$
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに $30 \pm 0.15 \text{ cm}$ の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm^2 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1 cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm^2 で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

3-5 産業廃棄物処理の留意事項

受注者は、長野県土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-23 建設副産物記載のとおり、産業廃棄物の処理に関し排出事業者として法令を遵守し、実務を行わなければならない。

廃棄物処理法では、排出事業者が自らの責任において建設廃棄物を適正に処理することと定めており、その処理を他人に委託する場合には法令に定める基準に従わなければならないことになっている。

(1) 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物処理法第 12 条第 6 項の政令で定める委託基準を遵守しなければならない。

これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものである。

○ 委託基準は廃棄物の処理及び清掃に関する施行令 第 6 条の 2 に記載されている。

以下、建設廃棄物処理マニュアルの記載事項を参考に解説する。

- ① 排出事業者（建設工事を実施する事業者はこれに該当）が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。

受託者の事業範囲の確認が排出事業者の努力義務になっており、以下の項目について行う。

- ・ 業の区分
 - ・ 許可期限及び条件
 - ・ 産業廃棄物の種類、積替又は保管の有無（収集運搬業のみ）
 - ・ 発生地と処分地の都道府県知事等の許可（収集運搬業のみ）
 - ・ 産業廃棄物の種類・処分の方法・施設的能力（処分業のみ）
- このほか、実地調査や写真等により施設の状況を確認する。

- ② 排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により委託契約しなければならない。「それぞれ書面により契約」であり、二者契約。排出時事業者、収集運搬業者、処分業者が一括で契約するいわゆる三者契約は、事業範囲の確認が十分行われていない場合や、契約内容の変更時のトラブルの要因となるなど、実務上推奨されないことから原則認められない。

- ③ 委託契約書には、以下の事項についての条項を含まなければならない。

- ・ 廃棄物の種類・数量
- ・ 処理業者の事業の範囲
- ・ 運搬の最終目的地の所在地（収集運搬の委託）
- ・ 処分又は再生の場所の所在地、その方法及び施設の処理能力
- ・ 最終処分の場所の所在地、その方法及び施設の処理能力（中間処理の委託）
- ・ 適正な処理のために必要な下記の情報の提供に関する事項
 - ✓ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ✓ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ✓ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ✓ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - ✓ 業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項

- ✓ 委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ✓ 収集運搬業者と処分業者が異なる場合、それぞれ相手の氏名又は名称

- ・「それぞれ相手の氏名又は名称」については、契約書への記載では無く、排出事業者から各業者へ別途文書での通知も可能である。
- ・建設業協会等で販売されている「建設廃棄物処理委託契約書」は、「それぞれの相手の氏名又は名称」を記載できる様式となっているが、三者契約を意図するものではないことに留意する。

- ✓ 積替え・保管施設経由の有無と施設所在地、保管できる廃棄物の種類（収集運搬の委託）
- ・安定型産業廃棄物を委託する場合、積替え・保管施設において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項（収集運搬で積替え・保管施設を経由する場合の委託）
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・委託契約の有効期間

これらの他、以下の条項を盛り込むことが考えられる。

- ・積替え・保管施設を経由する場合、有価物回収の有無とその種類
- ・積替え・保管施設を経由する場合、区画の設定方法
- ・支払方法
- ・契約に違反した場合の措置
- ・積替え・保管施設を経由する場合、廃棄物の手選別等の可否

なお、積替え・保管施設を経由する場合、排出事業者はこれに関連して必要となる情報の提供を収集運搬業者に求めることが望ましい。

- ④ 委託契約書及び書面は、その契約の終了の日から環境省令で定める期間保存する。

(2) 適正処理の確認（産業廃棄物管理表）

排出事業者は処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェスト又は電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければならない。

排出事業者は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

長野県土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-23 建設副産物の 2. マニフェストでは、「受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員等に提示しなければならない。」としている。

マニフェストをしゅん工書類として提出する必要は無いが、経過が把握できるよう、所定の様式により集計して提出することとしている。

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理については、共通仕様書に記載の法令に加え、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」で環境省から通知された「建設廃棄物処理指針（<https://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf>）」によることと指導されている。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)集計表										(受注者名)									
										(工事名)									
廃棄物の種類										数量の単位 m ³ t kg									
交付番号 (10桁の番号)	日付 (年号省略)			A票	B2票	日付 (年号省略)			D票	日付 (年号省略)			E票	備考					
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
	年	月	日			年	月	日		年	月	日							
合計																			
・各票の列ごとに、マニフェストに記載された量を数量単位欄に示す単位で記入してください。																			
・集計表は、廃棄物の種類別に作成してください。																			
(参考) 廃棄物種類																			
(安定型品目)																			
01コンクリートがら																			
02アスコンがら																			
03その他がれき類																			
04ガラス・陶磁器くず																			
05廃プラスチック類																			
06金属くず																			
07混合(安定型のみ)																			
08石綿含有産業廃棄物																			
(管理型品目)																			
11建設汚泥																			
12紙くず																			
13木くず																			
14繊維くず																			
15廃石膏ボード																			
16混合(管理型含む)																			
17石綿含有産業廃棄物																			
(特別管理産廃)																			

(3) 長野県産業廃棄物 3R 実践協定を締結している場合

県の「長野県産業廃棄物 3 R 実践協定」を締結している受注業者にあつては、当該工事における「産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等」について施工計画に定めること。

共 1 3 過積載防止対策

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

1 過積載の防止

(1) 過積載とは

過積載とは、ダンプやトラックなどの自動車に、定められた重量の限度を超えた建設資材や建設機械を運搬することをいい、次の2つの場合がある。

① 最大積載重量の超過（道路交通法違反）

道路交通法では、道路運送車両法及びその保安基準に定める積載貨物の最大限度を超えて運転してはならないと規定しており、これを超えた場合は道路交通法違反となる。なお、最大積載重量は、車検証に記載されている値であり、ダンプや大型トラックで10 t程度である。

② 車両総重量の超過（道路法違反）

道路を通行できる自動車の総重量の最高限度は、道路法及び車輛制限令に定められており、それを超える自動車を通行させて場合は道路法違反となる。なお、最大総重量は、軸距（ホイールベース）に応じて20 tないし25 tとなっており、軸距が短いダンプなどでは20 tである。

(2) 過積載の状況

過積載は、砂利、鋼材、木材など、比重の重い貨物を運搬する場合に多く、特にダンプの過積載問題が深刻である。ダンプの場合、普通の浅いあおり（荷台の枠）のままでは積載限度は限られているが、荷台を不正改造して適正量の3～4倍も著しい過積載を行っているダンプが見受けられる。

また、生コン車が適正量を超えて運搬する場合や、平ボデー車に鋼材、コンクリートブロック等を積み込む例も多い。

不正改造車の例としては、次のものがある。

① さし枠車

荷台のあおりを高いものに取り替えた車両

② 深ボデー

荷台そのものを深いものに取り替えた車両

③ 産廃車の不正利用

廃プラスチックなどの軽い産業が行き物用に作られている荷台の深い車両を、土砂や骨材の運搬にしようすること。

(3) 過積載を原因とする問題

ア 交通事故の増大

自動車ブレーキ性能や車体の安定性能などは、あくまで適正な貨物の積載を前提として設計されている。このため、積載限度を大幅に超えて自動車を運転すると、ブレーキが効かなくなったり、カーブを曲がりきれなくなるなど、非常に危険な状況となり、交通事故につながるおそれ大きい。

イ 道路、橋梁の損傷

道路や橋梁は、法律で設定している最大自重の自動車の通行を前提としてつくられており、過積載車両が通行すると、路面のわだち掘れ、橋梁の損傷等、道路構造へ深刻な悪影響をあたえるほか、他の自動車の安全走行も妨げられる。

ウ 環境問題

大型車が過積載状態で走行した場合の騒音や排出ガスは、適正積載の場合と比べると著しく悪化するため、沿道環境や他の自動車へ与える影響が大きい。

(4) 過積載対策

過積載の防止対策としては、道路交通法、道路法に基づく取締りのほか、公共事業の工事現場における指導などがある。

ア 道路交通法

道路交通法では、従来から過積載について罰則の規定があったが、平成6年5月から内容が強化された。特に、最後の条項は荷主、荷受人の責任が新たに問われるようになったことを意味している。

- 過積載運転によって死亡事故を引き起こした時は、免許停止となる。
- 過積載をして1年以内に繰り返したときも同様
- 反則金の額が大幅に引き上げられたほか、罰金も引き上げられた。
- 過積載運転を要求した場合も罰せられるようになった。

イ 道路法

最大総重量を超えて自動車を通行させた者には罰則の適用がある。なお、これは直接の運転手のほか、使用者及び法人も対象となる。

平成25年6月、道路法の改正により、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化が規定され、制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化が行われている。

ウ 公共工事の現場からの過積載の排除

昭和56年及び61年の関係省庁申し合わせにより、工事用資材の搬入にあたって適正な積載を確保することを設計図書や現場説明書明示し、公共工事の現場からの過積載車両の排除に努めている。(参照)

また、建設業者に対しては、過積載を行っている業者から土砂、資材の購入を行わないこととし、元請業者を通じて下請業者にも周知徹底することとしている。

(5) 重機、重量運搬物の通行許可

道路交通法、道路法及び道路法の車両制限令で定める重量を超える重機や重量運搬物を運ぶ場合は、事前に出発地の警察署長及び通行経路の道路管理者の許可が必要となる。

通行許可は、運搬経路上のすべての橋梁の強度、交差点の幅などの審査が必要で、申請から許可まで3週間程度の期間が必要であることに留意する。

なお、許可にあたっては、夜間走行、誘導車などの条件が付されることがあり、また、現場での分解が可能な場合は、許可を受けられないことがある。

また、平成5年11月に車両制限令が改正となり、大型車の総重量が20tから一部25tへ引き上げられている。

全国の重さ指定道路、高さ指定道路については、国土交通省のホームページ等で確認することができる。また、従来から、通行の許可に関し、道路管理者は「道路情報便覧」を用いて審査を行っている。

(参考：関東地方整備局の「指定道路」に係るホームページアドレス)

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html

2 過積載による違法運行防止対策の実施要領

(1) 目的

本要領は、今般の道路交通法の改正に伴い、土木部所管の建設工事現場における過積載による違法運行の防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円満な工事の実施に資することを目的とする。

(2) 過積載による違法運行の防止対策として実施する事項

ア 設計図書への記載

工事発注時において、特記仕様書に下記記載例により記載する。

(注：現在は、「現場説明事項、条件明示事項」作成例における「指導事項」中に掲載している。)

〈記載例〉

※平成 27 年 4 月現在の指導事項例を記載例としている。

第 1 章 総 則

第〇〇条 工事現場管理

○項 請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- 1 積載重量制限を超過して工事用資機材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし柰装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 過積載車両、さし柰装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- 6 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柰装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 7 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 8 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 9 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 10 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

イ 請負業者への指導の徹底

(ア) 施工計画書への記載の確認

現場説明時の指導事項に関する対策が、施工計画書に記載されていることを確認する。記載されていない場合は、記載するよう指導する。

(イ) 安全協議会等における周知

安全協議会等において、監督員等から過積載による違法運行の防止の取組を促す。近隣の建設事務所等とも連携を図る等、より実効ある周知方策を工夫する。

ウ 日常の監督業務における指導

日常の監督業務を通じて、過積載と疑わしい車両を現場において確認したときは直ちに当該請負業者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い、調査及び改善結果を速やかに文書で監督員等へ報告させる。

エ 建設副産物の処理等に係る適切な積算の実施

建設副産物の処理ならびに再生資源の利用にあたって、定量積算を推進するため、処分等の条件明示及び適正な積算を徹底する。

オ 現場総点検

日常の監督業務における指導の他、下記により現場総点検を行うものとする。

- (ア) 原則として、毎月 1 回現場総点検を実施する。
- (イ) 点検は、できるだけ搬入・搬出の多い時期・時間に行い。1 工事 2 時間または 20 台程度について行うものとする。
- (ウ) 点検は原則として監督員が行うものとする。
- (エ) 過積載と疑わしい車両及び不表示車※を現場において確認した場合は、直ちに当該請負業者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い、調査及び改善結果を速やかに文書で監督員等へ報告させる。
- (オ) 「産業廃棄物処理専用車」（土砂運搬禁止車）による土砂等の運搬は、すべて過積載とみなすものとする。

※ 不表示車：「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第 4 条における表示義務違反車

カ 結果の報告

日常の監督業務において過積載車両を確認した場合及び現場総点検を行った結果は各建設事務所、砂防事務所単位で取りまとめ、毎月 10 日までに建設政策課技術管理室基準指導班あてに提出する。なお、関東地方整備局からの通知に基づく四半期ごとの点検月においては別途定めるものとする。

キ 工事成績評定について

工事成績評定にあたって、考査項目別運用表の 2. 施行状況 Ⅲ. 安全対策の項目を評定する際には、過積載による違法運行の有無及び道路交通法違反の事実が判明等を勘案して行うものとする。

参考 過積載を抑制するための土砂等積込み状況の管理

1 過積載の定義

ダンプカー等について、土砂等の積載量が自動車検査証（車検証）に記載されている最大積載量を超えている場合が「過積載」とされる。

2 積み込み状況の管理

(1) 目視による計測

【過積載と疑わしい車両の目安】

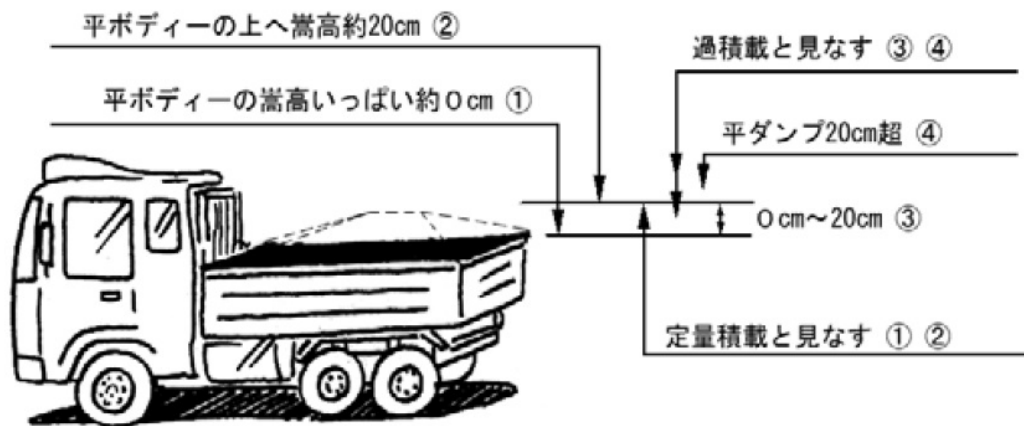
- 土砂及び碎石、アスファルト合材などの建設資材は、均した状態で平ボディの嵩高まで ①
- アスファルト、コンクリートがら及びアスファルト切削がらは、平ボディの嵩高+20cm まで ②

注1) 土砂及び碎石、アスファルト合材などの建設資材は、均した状態で運搬していない場合もある。疑わしい目安まで積んでいても均した場合は嵩高まで(①)と判断できる場合は定量による積載と見なせる。

注2) ダンプトラックのメーカー、車両による許容積載量に差異があることに注意する。

注3) 土質条件（比重、含水比等）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には、積載量の管理方法について新たに検討する必要がある。

図-1 過積載と疑わしい車両の目安



注4) 過積載とみなすものの程度

③ 土砂及び碎石、アスファルト合材などの建設資材
⇒ 0cm を越える

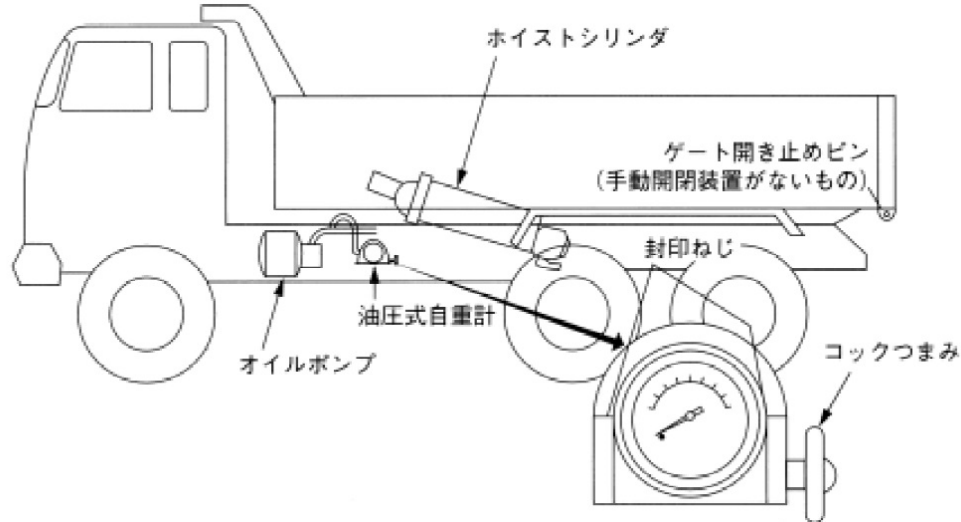
④ アスファルト、コンクリートがら及びアスファルト切削がら
⇒ 20cm を越える

注5) 建設廃棄物処理専用車での土砂運搬はすべて過積載とする。

(2) 自重計による管理

大型ダンプカーの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置（以下「自重計」という。）を取り付けることがダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する法律）第6条により義務付けられている。

図-2 自重計（アナログ指示機構の例）



自重計による積載量の計測については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計等技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を用いて計測するものとし、適正に点検整備された自重計を有する車両の使用が徹底されなければならない。

また、受注者は、大型ダンプカーに備え付けの車検証及び「自重計技術基準適合証」の有効期限等を確認し、適正な状態を保たなければならない。

車両運送法及び計量法等に基づく車検証と自重計技術基準適合証の有効期限は次のとおりである。

- (a) ダンプカー等の車検証： 1 年間
- (b) 自重計技術基準適合証： 1 年間

(3) 許可条件等の表示

車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上の大型ダンプカーの使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することがダンプ規制法第3条、第4条に義務付けられている。

図-3 許可条件表示



共 1 4 建設業退職金共済制度

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

建設業退職金共済制度

〔独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業（以下「建退共」という）〕

1 制度の概要

この制度は、建設業の事業主が建退共と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に建退共が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ「共済証紙」を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共が直接労働者に退職金を支払うものである。

建設現場で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された。

労働者がいつ、また、どこの現場で働いても（事業主が変わっても）、働いた日数の掛金が全額通算されて退職金が支払われる仕組みになっている。

本制度は建設業の事業主が協力し合って労働者のために退職金を積立てていく制度であり、もれなく制度に加入することが必要である。

2 加入手続き及び共済証紙等の扱い

「加入手続き」及び「退職金請求」等の手続きは、建退共長野県支部で扱い、「共済証紙」の販売及び「退職金の支払い（口座振込）」は、最寄りの金融機関が代理店となり扱っている。

3 標識（シール）の掲示と下請業者に対する指導

工事を受注した事業主は、制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入り口等に見やすい場所に下記標識（シール）を掲示する。

（「建退共制度改善方策について（労働省、建設省、建退共本部 H11.3.18）」）

標識は、建退共長野県支部で配布している。

図－1 長野県支部が配布している標識

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共長野県支部
電話 026(228)7200

4 掛金収納書

請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、請負契約締結後、1 ヶ月以内に共済証紙を購入した金融機関が発行する「掛金収納書」(契約者は発注者名及び工事名を記入)のうち一枚(契約者が発注者へ)を当該発注機関に提出しなければならない。

なお、期間内に収納書を提出できない特別の理由がある場合は、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定を工事打ち合わせ簿などにより報告しなければならない。中小企業退職金共済制度に該当する場合は、その加入を証明する証拠書類を提示するものとしている。(長野県土木工事共通仕様書共通編 1・1・1・52 保険の付保及び事故の補償)

建退共の制度の詳細、手続方法の確認、退職金試算及び各種様式のダウンロードは建退共のホームページで行うことができる。また、これらの事項が網羅された「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」が独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済本部から発行されている。

独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済本部ホームページ
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

図－2 掛け金収納書記載例
(事務処理の手引きから)

見本

(大手企業共済契約者(青色の共済契約者証で購入する場合))

様式3112
(取扱店→契約者) 青紙紙専用 掛金収納書 (契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者番号 殿
 契約者氏名
 (法人または事業主名)
 電話番号

証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価額	金額
10日券	1枚当たりの販売価額	金額	
			合計金額

この「掛金収納書」は取扱いと関係のないため、再発行はできません。
 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 建設業退職金共済事業本部

★ 発注者名 建設111-第1122号
 〇〇市役所 △△市体育館補修工事

契約者記入欄は、受注内容を入力する欄でございます。

様式3111
(取扱店→契約者) 掛金収納書 (契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
 なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

契約者番号 殿
 契約者氏名
 (法人または事業主名)
 電話番号

証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価額	金額
10日券	1枚当たりの販売価額	金額	
			合計金額

独立行政法人勤労者退職金共済機構
 建設業退職金共済事業本部

発注者名 建設111-第1122号
 〇〇市役所 △△市体育館補修工事

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

5 関係通知文

建設業退職金共済制度の普及徹底について

平成 11 年 4 月 13 日 11 監第 47 号
発注期間の長あて 土木部長

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、職場や雇い主を転々とする建設労働者にとって唯一の退職金制度であり、建設業における労働福祉の増進に重要な役割を担っております。

そのため、県におきましても、業者指名に当たっては建退共制度への加入を十分尊重することとし、また 800 万円以上の請負契約においては発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を徴収するなど、建退共制度の普及徹底のための各種対策を講じてきたところです。

しかしながら、加入の状況、履行の状況は必ずしも十分なものとは言い難く、今般、労働省、建設省及び勤労者退職金共済機構において建退共制度改善方策が取りまとめられ別添のとおり建設省建設経済局長から通知されたところです。

つきましては、今後発注する工事にあつては、下記事項に十分留意され、建退共制度の加入促進及び履行確保が一層徹底されるようご配慮願います。

記

- 1 800 万円以上の工事契約を締結した場合においては、収納書（別紙 1）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後 1 ヶ月以内に提出させるものとする。
ただし、期限内に収納書を提出できない、又は建退共制度の対象労働者を雇用しないため共済証紙を購入しない等の事情がある場合は、あらかじめ発注機関に申し出させるものとする。
- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があったときは、その理由（期限内に提出できない場合は共済証紙の購入予定時期を含む。）を書面により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、第 2 項のただし書において工期途中で対象労働者を雇用することとなったとき、又は請負契約書の増額変更により受注業者が共済証紙を追加購入したときは、収納書を工事完成時まで提出させるものとする。
なお、請負契約額の増額変更があった場合において、受注業者が共済証紙の追加購入をしなかったときは、その理由を書面により申し出させるものとする。
- 5 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共県支部（建設業退職金共済組合長野県支部：（社）長野県建設業協会内）に対し、共済証紙の受け払い簿その他関係書類の提出を求めるものとする。

- 6 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとするものとする。

なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機関が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙２）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算定された値が示されていることを踏まえ、当該値に（対象工事における労働者の建退共制度加入率）÷70% を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

- 7 発注機関は、現場説明会等機会あるごとに、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、上記に掲げる事項のほか、以下の事項を加入業者に周知するものとする。

- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

別紙１，２は省略

共 1 5 暴力団対策

初版 平成 22 年 7 月

改訂 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

1 暴力団等の排除

(1) 報告と被害届

受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）又は不当介入による被害を受けた場合、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出することとなっている。なお、届出は口頭によることができる。

これらのことは長野県土木工事共通仕様書（建設部）共通編 1-1-1-56 に記載しているが、現場説明書にも明記することとしている。（次項も同じ）

【関連通知】

長野県が発注する建設工事等に係る暴力団関係者による工事妨害に対する取扱いについて（通知）

昭和 63 年 6 月 22 日 土木部長

※所轄警察署に不当介入の証明を求める場合の様式が添付されている。

(2) 所轄警察署との協力

受注者は、不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力しなければならない。

(3) 不当介入と工期

受注者は、不当介入により工期の延長が生じる場合は、契約約款の規定（第 21 条受注者の請求による工期の延長）により発注者に工期延長等の要請を行わなければならない。

第 21 条受注者の請求による工期の延長

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

長野県が発注する建設工事等に係る暴力団関係者

による工事妨害に対する取扱いについて（通知）

昭和 63 年 6 月 22 日 63 監技第 227 号
発注機関の長あて

土木部長

県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る測量、調査、設計コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る工事妨害に対して、昭和 63 年 6 月 22 日から下記の通り取扱うこととしたので、適切に実施してください。

記

- 1 請負業者に対しては、暴力団関係者による工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告させるとともに、被害届を速やかに警察へ提出させること。
なお、警察への被害届は、口頭によりその旨を届出ることができるものであること。
- 2 建設工事等が発注する場合は、当該建設工事等の仕様書又は現場説明書に「暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。」と明記すること。

- 3 請負業者から暴力団関係者による工事妨害の被害を受けた旨の報告があった場合は、当該業者に対し速やかに行程の調整を行わせ、工期又は履行期間（以下「工期」という。）の遅れが生じないように努めさせること。
- 4 上記3に措置にもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、請負業者から工期延長申請書又は履行期間延長申請書を警察からの被害届受理証明書（様式第1号）を添えて提出させること。
- 5 工期の延長の措置を行う場合は、事前に当該建設工事等に係る妨害期間の調査を様式第2号により所轄の警察署に依頼し、その調査結果（様式第3号）を参考にして、当該業者と工期の延長について協議すること。

（様式第1号）

証 明 願

平成 年 月 日
様
（申請者） 住 所 職 業 （ふりがな） 氏 名 印 生年月日 明・大・昭 年 月 日 下記のとおり証明をお願いします。
（証明の内容）
（利用の目的）
（提 出 先）
番 号 号 上記のとおり被害届を受理したことを証明する。 平成 年 月 日 長野県 警察署長 印

(様式第 2 号)

平成 年 月 日

〇〇警察署長 〇〇〇 様

(発注者名)

長野県〇〇建設事務所長
〇〇〇〇

平成 年 月 日付で次の者に交付された被害届受理証明書に係る工事妨害について、
工期延長の資料として必要なので、暴力団関係者による工事妨害期間の調査をお願いします。

1 建設業者

住 所
商号及び代表者名

2 工事名等

工 事 名
工 事 場 所

(様式第 3 号)

平成 年 月 日

(発注者名)

長野県〇〇建設事務所長
〇〇〇〇 様

〇〇警察署長 〇〇〇

工事妨害期間の調査結果について (回答)

平成 年 月 日付の調査のことについては、次のとおりです。

暴力団関係者による工事妨害期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

2 建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底

「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下暴力団対策）」が平成4年3月1日付施行され、都道府県公安委員会を中心に、強力な暴力団対策が講じられている。

建設部では、建設業からの暴力団による不当な行為の排除について、平成4年6月22日付け土木部長通知「「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」の施行に伴い建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底について（通知）」で徹底することとしている。

具体的には、契約約款における暴力団による不当な行為の排除に関する事項の明記、入札参加資格に関する事項での対応、長野県警察本部刑事部長と長野県建設部長との合意書による対策事項の明記等を行っている。

(1) 契約約款記載事項

① 発注者の解除権

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 ～ 五 略

六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

② 暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務

第55条 受注者は、この契約に係る工事の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(2) 入札参加資格関係

長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(最終改正 平成25年3月29日24建政技第382号)において、入札参加資格者について入札参加停止を行うための措置用件の一つとして、「暴力団の関係に基づく措置基準」を設けている。

(3) 長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

長野県警察本部刑事部長及び長野県建設部長は、長野県発注工に係る建設工事及び建設コンサルタント業務等からの暴力団排除を推進するための合意書(平成23年3月29日)を取

り交わし、以下の項目について定めている。

1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続きの策定

長野県発注工事等に係る「入札参加資格」、「請負契約締結」、「入札参加停止措置」に関して、解釈を示し、排除対象を明確にするとともに、手続きを定めている。

2 組織犯罪対策課長と建設部長が現場の実情に応じて相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図ることとしている。

22建政技第339号
平成23年(2011年)3月29日

発注機関の長
関係部局各課長 様

技術管理室長

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進について(通知)

標記について、公共工事標準請負契約約款の改正及び長野県暴力団排除条例の制定等に伴い、長野県建設工事標準請負約款等の一部改正において、発注者からの契約解除条項として暴力団及び暴力団員等の規定を新たに追加するとともに、入札参加停止措置についても大幅な見直しを行ったところです。

ついては、制度の推進を図るため長野県警察本部と別添のとおり合意書を締結しましたので御了知いただくとともに、当該趣旨を御理解のうえ適切な事務執行をお願いします。

(留意事項)

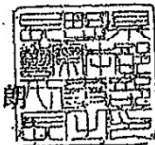
対象案件が生じた場合は、各発注機関が県警本部組織犯罪対策課へ照会を行うこと。

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

長野県発注工事に係る建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を推進するため、長野県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）及び長野県建設部長（以下「建設部長」という。）は、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

平成23年3月29日

長野県警察本部刑事部長 岩崎 史郎



長野県建設部長 入江 靖



記

1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

長野県発注工事等に係る「入札参加資格」、「請負契約締結」、「入札参加停止措置」に関して、以下のとおり解釈を示し、排除対象を明確にするとともに、その手続を定める。

(1) 排除対象

排除対象は、以下のアからカまでに該当する建設業者及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理等の業務を行う者（以下「建設業者等」という。）とする。なお、本文中の「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を、「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を、「役員等」とは、建設業者等が個人である場合にはその者を、建設業者等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。

ア 役員等が、暴力団員であると認められる建設業者等

イ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる建設業者等（以下「実質的関与者」という。）

ウ 役員等又は実質的関与者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる建設業者等

エ 役員等又は実質的関与者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる建設業者等

オ 役員等又は実質的関与者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる建設業者等

カ 県が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該業者等と契約を締結したと認められる建設業者等

(2) 排除手続

ア 建設部長は、入札参加資格があると認定した有資格業者について、1 (1) のアからオに該当する業者（以下「排除対象者」という。）と疑われる何らかの実態、行為等の情報を得たときは、排除対象者に該当するか否かについて、長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（様式第1号）により照会できるものとする。

イ 組織犯罪対策課長は、前記アによる照会を受けたときは、有資格業者が排除対象者に該当するか否かについて、建設部長に対し、速やかに文書（様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、組織犯罪対策課長において、有資格業者が排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合は、建設部長に対し、速やかに文書（様式第3号）により通報することができるものとする。

エ 組織犯罪対策課長は、前記イにより排除対象者に該当する旨を回答すること又は前記ウにより通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。

オ 組織犯罪対策課長は、前記エの排除要請を行ったものについて、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、建設部長に対し、排除要請の取消の通知を文書により行うものとする。

また、建設部長は、排除要請があったものの排除の継続又は取消について、組織犯罪対策課長に対し、当該排除要請が行われたときから概ね1年ごとに文書（様式第4号）により確認を行うものとし、組織犯罪対策課長は、速やかに文書（様式第2号）により回答するものとする。

カ 建設部長は、前記エのうち1 (1) のア又はイに該当した場合には、当該有資格業者について前記オによる排除要請の取消が行われるまでの間、入札参加停止措置をすることにより、長野県の発注工事等から排除するものとする。

2 その他

- (1) 前記1について、組織犯罪対策課長及び建設部長は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて、個別に取り決めるなどの方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、積極的な対応を図るものとする。
- (2) 長野県発注工事等に関して、建設部以外の部署からの照会等についても、本合意書に基づき同様に対応するものとする。
- (3) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、組織犯罪対策課長及び建設部長において、その都度協議の上決定するものとする。

附則

- 1 本合意書は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 暴力団関係者の指名停止措置に関する覚書(昭和63年6月24日)については、廃止する。

(様式第1号)

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
照 会 事 項	長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する排除対象者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。 長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 様 長野県建設部長 (発注機関の長)			

(様式第2号)

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

長野県建設部長 様
(発注機関の長)

長野県警察本部刑事部
組織犯罪対策課長

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく回答について

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づき、平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会にかかる調査結果

該当する(排除対象者の該当条項)

該当しない

- 5 理由
- 6 その他

(様式3)

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

長野県建設部長 様
(発注機関の長)

長野県警察本部刑事部
組織犯罪対策課長

長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について

下記の有資格業者について、長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する排除対象者に該当する事実を確認したので、通報します。

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
(排除対象者の該当条項)
- 5 その他

(様式第4号)

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
照会事項	平成〇年〇月〇日付け排除要請のあった上記の者について、平成〇年〇月〇日現在で長野県発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する排除対象者に該当するか否か。		
備考			
上記のとおり照会します。 長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 様 長野県建設部長 (発注機関の長)			